

平成15年度
公共事業再評価及び公共事業事後評価
結果における事業方針書

三 重 県

はじめに

近年、我が国の社会経済を取り巻く状況が著しく変化する中で、県民の公共事業に対する価値観が多様化するとともに、環境問題に関する関心の高まりや事業主体である県の説明責任に対する強い要請など公共事業を取り巻く状況が変化しています。

本県は、このような中で、厳しい財政状況を踏まえつつ社会資本整備の重点化を念頭においた効率的で効果的な公共事業を実施するため、公共事業に対して費用対効果分析などの客観的評価を行う公共事業評価に取り組んでいるところです。

本県が平成15年度に取り組んだ公共事業評価は、再評価が38箇所、事後評価が3箇所であり、県が行った公共事業評価の妥当性を客観的に判断するとともに、公共事業の実施過程の透明性の確保と県民への説明責任を果たす観点から三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしました。

その結果、委員会からは、全ての再評価箇所について「継続」の答申をいただくとともに、あわせて、総合行政の一層の推進や公共事業によって設置した施設を活用する地域活性化、さらに、住民参画の仕組みづくりや生物、水質環境の保全など公共事業を進めていく上で大変重要な問題点をご提起いただきました。

また、事後評価については、全ての箇所について「妥当」の答申をいただきましたが、この際、いただいたご意見の中で、特に、公共事業を実施するだけでなく地域振興につながるような公共事業の総合的な計画の必要性をご提起いただきました。

この事業方針書では、本年度委員会からいただいた答申とご意見を踏まえて、県の対応方針を示すとともに、更に効率的で効果的な公共事業となるようその取り組むべき内容を明らかにしました。

今後は、この取り組みを進める中から、社会の要請に的確に応えうる公共事業のあり方を模索していきたいと考えています。

また、本県は、県の新しい総合計画「県民しあわせプラン」を平成16年度から実行することとしています。

その中で、社会資本整備の果たすべき役割は重要であると考えており、県民の多様な価値観の中で公共事業が着実にこのプランを支えていけるよう努めてまいりたいと考えていますので、今後とも委員各位のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

1 平成15年度公共事業再評価結果（県事業）	1
1) 各部庁共通（再評価）	4
説明資料等における県民の理解しやすい表現について	5
公共施設・機能の維持管理について	5
事業内容を大幅に変更する場合の取り扱いについて	6
コスト縮減の評価について	6
単価上昇の原因解明とその対策について	7
2) 環境部関係（再評価）	8
林道事業について	9
3) 企業庁関係（再評価）	11
水道用水供給事業について（北勢系第2次拡張）	12
水道用水供給事業について（伊賀）	14
4) 農林水産商工部関係（再評価）	16
湛水防除事業及び地盤沈下対策事業について	17
海岸環境整備事業について	19
農道整備事業のコスト縮減と事業効果の早期発現について	21
5) 県土整備部関係（再評価）	23
全体計画事業費の見直しについて	24
河川事業 河川への負荷をなくすための諸開発との調整について	26
河川事業 公共物の景観や環境への影響を議論できる場の構築について	27
河川事業 的確な多自然工法の導入及び地域住民参画の維持管理について	28
河川事業 県民への事業の段階的目標説明について	29
鳥羽港 港湾事業について	30
的矢港海岸（三ヶ所地区）海岸の施設維持管理について	32
安乗地区海岸浸食対策事業の時間・コスト管理のための経済比較及び代替案について	34
安乗地区海岸、道瀬地区海岸の環境への配慮について	36
七里御浜海岸の保全について	38
街路事業について	40
北勢中央公園の整備について	42
大仏山公園の整備について	44
2 平成15年度公共事業再評価結果（市町村等事業）	46

6)	南島町（再評価）	47
	漁業集落環境整備事業について	48
7)	紀勢町（再評価）	50
	漁業集落環境整備事業について	51
8)	鈴鹿市（再評価）	53
	金沢川の河川改修について	54
	深谷公園の今後の整備方針について	56
9)	四日市市（再評価）	58
	南部丘陵公園について	59
	朝明都市下水路事業について	61
10)	熊野市（再評価）	62
	山崎運動公園の管理運営等について	63
11)	河芸町（再評価）	65
	河芸町の都市公園事業について	66
	河芸町の都市下水路事業について	68
12)	安濃町（再評価）	69
	都市公園の役割分担とコスト縮減について	70
13)	亀山市（再評価）	72
	亀山市の公共下水道事業について	73
14)	菰野町（再評価）	75
	菰野町の公共下水道事業について	76
3)	平成15年度公共事業事後評価結果（県事業）	78
	1) 各部庁共通（事後評価）	79
	今後の事後評価について	80
	2) 農林水産商工部関係（事後評価）	81
	かんがい排水事業について	82
	3) 県土整備部関係（事後評価）	84
	欠田地区地すべり対策について	85
	浜島港海岸環境整備事業について	87

1 平成15年度公共事業再評価結果（県事業）

公共事業の再評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事業の継続又は中止について、委員会の意見を最大限尊重しながら県の対応方針を表 1 のとおり決定しました。

(1) 継続事業箇所数 38箇所中 38箇所

(2) 中止事業箇所数 38箇所中 0箇所

(3) 平成15年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表 1）

再評価理由：	事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業.....	0
	事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業.....	17
	再評価実施後一定期間が経過している事業.....	21
	社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業.....	0
	計	38

番号	事業名	箇所名	市町村名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	森林整備事業 (林道開設)	波留相津線	飯南町	H10		継続	継続
2	水道事業 (用水供給)	北中勢(北勢系第2次 拡張)	四日市市他 3市6町	H10		継続	継続
3	水道事業 (用水供給)	伊賀	上野市他 3町2村	H10		継続	継続
4	湛水防除事業	城南地区	桑名市	H5		継続	継続
5	地盤沈下対策事業	城南地区	桑名市	H5		継続	継続
6	海岸環境整備事業	島勝地区	海山町	H4		継続	継続
7	一般農道整備事業	玉城南部地区	玉城町	S63		継続	継続
8	農林漁業用揮発油税財源 身替農道整備事業	松阪多気地区	松阪市、多気町	H5		継続	継続
9	ふるさと農道整備事業	南勢東部地区	南勢町	H5		継続	継続
10	ふるさと農道整備事業	南勢西部地区	南勢町	H5		継続	継続
11	ふるさと農道整備事業	青山地区	青山町	H5		継続	継続
12	道路事業	一般国道163号南河 路バイパス	津市	H6		継続	継続
13	道路事業	一般国道166号田引 バイパス	飯高町	H6		継続	継続
14	道路事業	一般国道260号下津 浦拡幅	南勢町	S63		継続	継続

15	道路事業	一般国道260号志摩 バイパス	志摩町	S63		継続	継続
番号	事業名	箇所名	市町村名	採択 年度	再評価 理由	答申	対応 方針
16	河川事業	二級河川志登茂川広域 基幹河川改修	津市	S47		継続	継続
18	河川事業	一級河川木津川広域基 幹河川改修	上野市	S30		継続	継続
19	河川事業	一級河川五十鈴川広域 基幹河川改修	伊勢市他	S24		継続	継続
20	河川事業	二級河川大堀川広域基 幹河川改修	伊勢市他	S56		継続	継続
21	河川事業	二級河川外城田川統合 河川整備	伊勢市他	S58		継続	継続
22	河川事業	一級河川桧尻川統合河 川整備	伊勢市	H6		継続	継続
23	河川事業	一級河川大内山川広域 基幹河川改修	大宮町	S54		継続	継続
25	河川事業	二級河川志原川広域基 幹河川改修	熊野市他	S52		継続	継続
26	港湾事業	鳥羽港港湾改修	鳥羽市	H6		継続	継続
27	海岸事業	的矢港（三ヶ所）港湾 海岸	磯部町	S61		継続	継続
28	海岸事業	安乗地区建設海岸	阿児町	S39		継続	継続
29	海岸事業	道瀬地区建設海岸	紀伊長島町	S49		継続	継続
30	海岸事業	御浜地区建設海岸	御浜町	S44		継続	継続
31	海岸事業	井田地区建設海岸	紀宝町	S58		継続	継続
32	街路事業	駅前高塚線外1線	亀山市	H6		継続	継続
33	街路事業	東町野登線	亀山市	H6		継続	継続
34	街路事業	秋葉山高向線外1線	伊勢市	H6		継続	継続
35	都市公園事業	北勢中央公園	四日市市、菰野 町、大安町	S58		継続	継続
36	都市公園事業	大仏山公園	明和町、小俣町、 玉城町	S55		継続	継続
37	森林整備事業 （林道開設）	三峰局ヶ岳線	飯高町	H5		継続	継続
38	森林整備事業 （林道開設）	野又越線	宮川村 紀伊長島町	H4		継続	継続
39	森林整備事業 （林道開設）	三和片川線	紀和町	S49		継続	継続

40	道路事業	一般国道306号四日市菰野バイパス	四日市市、菰野町	H1		継続	継続
----	------	-------------------	----------	----	--	----	----

(4) 今後の公共事業の事業方針

本年度、県事業と市町村等事業をあわせた50事業について、三重県公共事業評価審査委員会にご審査をお願いしましたところ、全ての箇所について「継続」の答申を受けましたが、あわせて多くの貴重なご意見もいただきました。

このご意見を踏まえて、本県の公共事業を取り巻く諸問題を改めて整理した結果、特に、次の重要な問題点を見いだしました。

- ・ 林業振興に直接寄与する総合行政のあり方。
- ・ 浸水リスクを増加させない農業振興地域における農地転用のあり方。
- ・ 公共事業によって設置した施設を活用する地域活性化策。
- ・ 生物、水質環境の保全策。
- ・ 一層のコスト縮減策。
- ・ 農道整備事業と農業振興との連携策。
- ・ 公共事業間の連携や諸開発との調整を行う総合行政のあり方。
- ・ 長期にわたる公共事業の段階的目標のあり方。
- ・ 持続的な施設維持管理の仕組み。
- ・ 流域の総合土砂管理のあり方。
- ・ 住民の責任ある参画の仕組みづくり。
- ・ 実態に即した費用対効果分析手法のあり方。
- ・ 生態系に配慮した工法の的確な導入。

これらの問題解決には、複雑な現行制度の見直しや高度な学識、科学技術を必要とするもの、さらに、関係機関や県民との合意形成が必要なものなど様々な取り組みを必要としています。

このため、現行法を踏まえた諸制度の柔軟な取り扱いや科学技術等の適時的確な応用、また、県民が公共事業の計画や実施段階、あるいは、維持管理段階に協働や参画できる枠組みの構築について、関係機関や住民と議論を進めつつ検討をしていきます。

具体的には、次頁以降にこの他にいただいたご意見を踏まえて、問題点とその解決策を整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更に効率的で効果的な公共事業となるよう問題

を短期的、中期的、長期的な視点で捉えつつこれらの課題解決に取り組んでいきます。

1) 各部庁共通（再評価）

説明資料等における県民の理解しやすい表現について

[各部庁共通]

平成15年10月1日に開催された第3回三重県公共事業再評価審査委員会において、「これまで、過去5年間、多くの審査を行ってきたが説明資料の専門用語や事業者側にたった説明が多く見られた。このため、今後の委員会にあたっては、県民に理解しやすい表現に努めるよう求めるものである。」との意見を受けました。

このため、平成16年度からは、説明資料の専門用語については、ふりがなを振るとともに*を付してその用語を解説します。

また、必要に応じて写真や図を示すなど県民に理解しやすい表現に努めます。なお、説明に際しては、三重県公共事業再評価実施要綱の視点を踏まえつつ、県民への説明責任を果たせるよう県民の多様な価値観にたった説明に努めることとします。

公共施設・機能の維持管理について

[各部庁共通]

平成15年10月1日に開催された第3回三重県公共事業再評価審査委員会において、「全ての公共施設・機能の維持管理について、ライフサイクルコストの観点から適切な管理が重要である。したがって、早急に持続的な施設維持管理の仕組みについて具体的に構築するよう検討されたい。」との意見を受けました。

一般的に、官庁会計は、現金主義であり、カネの出入りを追った会計です。この現金主義会計では、県が所有している社会資本がストックベースでどれだけ残されているのかの量やストックの質の劣化等、関係は明らかではありません。要するに県が所有している社会資本は資産であるという概念がありません。

このため、平成12年度からこれらを資産として認識し、適正な維持・運用をおこなって行くアセットマネジメントへの取り組みを県土整備部内に検討会を設けて行っています。この検討会では、道路舗装を例にして、公共土木施設のライフサイクルにわたるコストミニマムの考え方を中心に検討を始めているところであり、将来的には県が構築する施設全般にわ

たる持続的な維持管理の仕組みの構築を行っていく予定であり、重要な課題として認識しています。一方で、これらの課題の解決には、サービス水準のあり方から職員の意識改革まで幅広く、奥深い内容があることから長い年月を要することが予想されていますが、今後も引き続きこの問題の解決に取り組んでいく所存です。

事業内容を大幅に変更する場合の取り扱いについて

[各部庁共通]

平成15年12月15日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後、公共事業を進めるにあたり、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた後、その事業内容を大幅に変更する場合は、チェックできるような仕組みを構築されたい。」との意見を受けました。

このため、今後、再評価にあたっては、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に定められている「社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業」の定義として、「再評価後、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた時点の全体計画事業内容について、主たる施設等の廃止や新設を伴う変更、又は、全体計画事業費の30%を超える増額が予想される事業」を含めて、新たな再評価を実施し県民への説明に努めていきます。

コスト縮減の評価について

[各部庁共通]

平成16年1月21日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後の再評価におけるコスト縮減の評価については、具体的な縮減額を示されたい。」との意見を受けました。

本県のコスト縮減の取り組みは、平成9年度から行っており平成11年度末に平成8年度と比べて10%以上の縮減を目標とした3箇年間の第一次行動計画を策定し取り組んできました。その結果、目標が達成されたことを踏まえ、更に、平成13年度から平成15年度末において平成8年度に比べ15%以上の縮減を目標とした3箇年間の第2次行動計画を策定

して取り組んでいるところであり、既に平成14年度末で17.8%（16,812百万円）のコスト縮減を図ったところです。

しかし、厳しい財政状況を踏まえ、更にコスト縮減が必要であると考え、平成15年度は、平成14年度に比べて10.4%の縮減を目指す「コスト縮減緊急アクションプラン」を策定し第2次行動計画に位置づけられていなかった新たな取り組みを行っています。

具体的には、

- ・交通量の少ない路線における舗装厚の削減等
- ・現道拡幅工事における既設舗装の有効利用等
- ・河川除草における自治会委託制度の活用等
- ・砂防ダムにおける透過型ダムの採用等
- ・下水道工事における立坑数の削減等
- ・伐採木等発生材の再資源化・再利用の推進等
- ・林道の線形、路肩幅員の見直し等による土工量の削減

等に努めているところです。

今後の再評価にあたっては、コスト縮減額を示すとともに、これに取り組んだ内容を報告していきます。

単価上昇の原因説明とその対策について

[各部庁共通]

平成16年1月21日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後、事業を継続するに当たり大幅な単価上昇の原因説明とともに、その対策について検討されたい。」との意見を受けました。

事業費については、デフレ経済を反映して資材単価や労務単価が下降傾向にありますが、一方で、生態系に配慮した工法や循環型社会の構築を目指したりサイクル製品の活用など事業費を上昇させる要因もあります。

しかし、財政状況が厳しい中で、政策実現にかかる投資とともに一層のコスト縮減が重要と考えており、今後は、経済的な工法や施工方法、さらには、入札契約制度の見直しなどについての的確な方法を模索しつつ事業費の上昇抑制に取り組んでいきます。

また、単位延長あたりの工事費が大幅に増加する等の単価上昇があった場合には、その原因を解明して再評価の際報告します。

2) 環境部関係 (再評価)

林道事業について

[環境部]

1 再評価審査対象事業

- 林道事業 1 番 県営林道波留相津線
- 3 7 番 県営林道三峰局ヶ岳線
- 3 8 番 県営林道野又越線
- 3 9 番 県営林道三和片川線

2 委員会意見

平成16年1月21日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、事業継続を了承されました。

ただし、

「生活道路として共有する林道の幅員を変更する際、車両などの安全な通行に配慮されたい。」

「林道事業が、森林の公益的機能をさらに一層発現し、また、木材生産がより活発になり、林業振興に直接寄与する取り組みを総合行政として具体的に検討されたい。」

との意見が付されました。

3 林道事業の背景

平成13年度に成立した「森林・林業基本法」は、森林の持つ多面的機能を発揮させるために森林整備を促進するとともに、森林整備に重要な役割を果たす林業の健全な発展と、需要に即した林産物の供給と利用の確保を図ることを基本理念としています。

林道は、森林整備の促進を図り、健全な林業経営を確立、木材生産のために必要不可欠な施設であり、また、森林の総合利用、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしています。

その中で、県営林道事業は、地域の基幹的な林道、生活基盤としての性格を併せ持つ林道の整備を行っています。

4 再評価対象事業の対応方針

林道事業については、コスト縮減に努めていますが、事業費が増加傾向にあります。また、厳しい林道事業予算を反映して、進捗が伸び悩んでいます。

今後も、環境配慮とコスト縮減に努めながら、早期完成を目指し、事業を継続して実施していきます。

5 林道事業の問題点

林道は、道路法上の道路と連絡しており、また、山村地域の生活道路や観光資源へのアクセス、迂回路としての役割もあることから、林業者以外の一般の利用も見込まれます。

安全な通行を確保するため、国で定められた林道規程に基づき、安全かつ円滑に通行できる構造で、林道の開設を行っていますが、その中で、コスト縮減を図る観点から、可能な限り車道幅員や路肩幅員の縮減を行っています。

今回、

「生活道路として共有する林道の幅員を変更する際、車両などの安全な通行に配慮されたい。」

との意見が附されました。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

林道規程に基づき安全な林道の開設に努めるとともに、幅員を変更する場合や、その他、通行の安全確保を図る必要がある場合は、標識、ガードレール、カーブミラーなどを設置し、通行の安全を図っています。

今回の意見を踏まえ、今後、より一層、通行の安全確保に配慮を行いながら、コスト縮減を図り、事業を実施していくこととしています。

6 - 2 今後の課題とその対応

委員会では、

「林道事業が、森林の公益的機能をさらに一層発現し、また、木材生産がより活発になり、林業振興に直接寄与する取り組みを総合行政として具体的に検討されたい。」

との意見を附されました。

林道は、森林整備の基盤、木材生産の基盤であることから、林道の効果を高度に発現

するためには、森林整備や林業振興の取り組みを推進する必要があり、今後、森林・林業行政の組織を強化し、施策の充実を図っていきます。

3) 企業庁関係（再評価）

水道用水供給事業について(北勢系第2次拡張)

[企業庁]

1 再評価審査対象事業

水道事業 2番 北中勢(北勢系第2次拡張)

2 委員会意見

平成15年10月23日に開催された第4回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「経済的効果的な観点から、今後は、当事業のように多額の費用を長期にわたって投資するような公共事業を計画する場合は、多様な可能性との比較検討を行い、その結果を説明すべきである。」との意見を受けました。

3 水道用水供給事業の背景

県企業庁においては、人口の増加、都市化の進展や水使用形態の多様化等により増大する水需要に対応するために、北勢地域9市町に対し、現在、一日最大給水量131,300m³の供給を行っています。

しかし、亀山市を含めた10市町においては、自己水源の新規開発で将来の水需要を賄うことは限界になっているとして、関係市町からの要請を受け、平成9年12月に知事から企業庁長に対し、長良川河口堰を水源とする一日最大給水量47,600m³の水道用水供給事業の実施依頼がなされ、平成10年8月に事業着手しました。

4 再評価対象事業の対応方針

平成14年11月に受水予定10市町から、近年の水需要動向を踏まえて、全部給水開始時期を当初予定の平成18年4月から5年延伸し、平成23年4月としたいとの要望がありました。これを受けて関係者間で協議を重ねてきた結果、その要望に沿って、工事期間を平成22年度まで延長する事業計画の見直しを行ったところです。

また、事業の実施に当たっては、他事業との共同施工・同調施工や送水管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的に採用することや既存施設の有効利用等に取り組むなどして、一層のコスト縮減に努めているところです。

当面は、先行投資により水価の上昇に繋がらないよう、関係市町と協議のうえ、今、施工しておかなければ、将来手戻りが生じて、コストアップになるような工事等に限定して、当事業を継続して実施していく所存です。

5 水道事業の問題点

今後、再評価審査委員会の意見を踏まえ、計画段階において、代替案等可能な限りのシミュレーションを行い、比較検討を行うとともに、社会経済情勢の変化に対応した内容になっているか、常に検証する必要があります。

当事業においても、計画の妥当性を客観的に判断できること、また、県民に対して説明責任を果たすこと等が重要であるとの認識に立ち、以下のとおり問題点を整理しました。

当事業計画は、代替案との経済性や投資効果の検討について、実績と経験則に基づいた比較検討となっており、県民に対し、客観的に十分な説明責任を果たせる資料となっていなかった。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

安全な水を安定的かつ低廉に供給するため、様々なシミュレーションのもと、地域全体としての最適な水需給バランスを図り、限られた水資源を最大限有効活用することとします。

また、水道施設の重複投資を回避する等、効率的かつ効果的な施設整備投資となるよう、維持管理費を含めたトータルコストを念頭に置いた施設整備計画を様々なシミュレーションを行いながら、適宜見直しに努め、実施することとします。

6 - 2 今後の課題とその対応

新規事業を計画する場合、あるいは、継続中の事業にあっても、社会経済情勢の動向を常に把握し、経済性や投資効果について、関係者との連携を密に取り、多様な可能性との比較検討を行いながら、合理的かつ効率的な事業となるよう取り組むこととします。

また、受水市町それぞれの諸条件に即した適切な水需給計画のもと、過大な施設整備とならないよう常に精査しながら、関係者間の責任と協働により、最良な事業計画になるよう取り組む所存です。

水道用水供給事業について(伊賀)

[企業庁]

1 再評価審査対象事業

水道事業 3番 伊賀用水供給

2 委員会意見

平成 16 年 1 月 21 日に開催された第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「水源計画において、代替案も含め不確定要素が多い。したがって、今後、川上ダムを水源とする現行計画に変更が生じる場合は、事業計画を変更するとともにすみやかに再評価を実施して県民に説明責任を果たすよう求めるものである。なお、この変更事業計画を作成する場合には、その時点での既設の施設の有効活用を含め、今後計画する施設と整合性を保つように努められたい。」との意見を受けました。

3 水道用水供給事業の背景

上野市ほか伊賀地域 6 市町村における水道事業は、規模が比較的小さく、既存の水源については、暫定豊水水利権での対応や年間を通じて水量が不安定である上、水需要については、各種産業の進展や生活様式の変化等に伴い、年々増加してきました。しかし、当地域は、地形上・地質上の特性から新たな自己水源の開発は困難な状況となっています。

こうしたことから関係市町村からの要請を受け、平成 10 年 8 月に知事から企業庁長に対し、川上ダムを水源とする一日最大給水量 $48,500\text{ m}^3$ の水道用水供給事業の事業実施依頼がなされ、平成 11 年 1 月に事業着手しました。

4 再評価対象事業の対応方針

当事業採択後の社会経済情勢の変化及び受水予定市町村の近年の水需要動向を踏まえて、水需要量等の見直しを行い、県及び関係市町村との間で水需給計画の協議・調整を行った結果、給水開始時期を平成 21 年 4 月、一日最大給水量を $28,750\text{ m}^3$ とする事業計画の見直しを行ったところです。

また、事業の実施に当たっては、他事業との共同施工・同調施工や送水管の浅層埋設な

どの経済的な工法を積極的に採用することや既存施設の有効利用等に取り組むなどして、一層のコスト縮減に努めているところです。

当事業は、導・送水管路について35.0km(45.2%)の整備をしてきましたが、水源である川上ダムの進捗状況を反映して事業費ベースの進捗率は、18.8%にとどまっております。平成21年4月給水開始に向けた早急な整備が求められています。

このため、今後も川上ダムの動向を注視しつつ、暫定豊水水利権での取水対応も視野に入れながら、当事業を継続して実施していく所存です。

5 水道用水供給事業の問題点

当事業は、川上ダムを水源として伊賀地域6市町村へ水道用水の安定供給を図るために実施してきましたが、評価審査委員会の答申を踏まえ、以下のとおり問題点を整理しました。

淀川水系流域委員会において、川上ダムの必要性を訴えた「淀川水系河川整備計画基礎原案」に対する「意見書」が提出され、川上ダム建設の是非については「更なる調査・検討が必要である」とされている。そのため、是非の決定時期が不確定であり、建設促進となった場合でもダム完成時期が不明である。

ダム建設が中止となった場合の代替水源案については、不確定要素が多い。

したがって、平成21年4月給水開始を念頭に置きながら、川上ダムの動向を注視しつつ、事業を進めていく必要があります。

6 事業への対応方針

6-1 問題点の解決方針

川上ダムを水源とする現行計画に変更が生じる場合は、事業計画を変更するとともにすみやかに再評価を実施して、県民に対して説明責任を果たすこととします。なお、この事業計画を変更する場合には、その時点での既設の施設の有効活用を含め、今後計画する施設と整合性を保つように努めることとします。

6-2 今後の課題とその対応

新規事業を計画する場合、あるいは、継続中の事業にあっても、社会経済情勢の動向を常に把握し、経済性や投資効果について、関係者との連携を密に取り、多様な可能性との比較検討を行いながら、合理的かつ効率的な事業となるよう取り組むこととします。

また、受水市町村それぞれの諸条件に即した適切な水需給計画のもと、過大な施設整備

とならないよう常に精査しながら、関係者間の責任と協働により、最良な事業計画になるよう取り組む所存です。

4) 農林水産商工部関係 (再評価)

湛水防除事業及び地盤沈下対策事業について

[農林水産商工部]

1 再評価審査対象事業

湛水防除事業 4番 城南地区

地盤沈下対策事業 5番 城南地区

2 委員会意見

平成15年10月1日に開催された第3回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「当地域において、今後、農業振興地域の見直しをする際、浸水リスクを増加させないよう県及び市において行政として適切な対応を求める。」との意見を受け、また地盤沈下対策事業については「費用対効果分析手法として事業費を更新効果とすることは一般に理解が得がたいため、経済効果を算定する手法を用いることが好ましいと考え、国関係機関にも検討を求める。」との意見を受けました。

3 再評価対象事業の背景

3 - 1 湛水防除事業の背景

湛水防除事業は、農業者の責に帰することができない他動的要因に起因した農地の排水条件の悪化を従前の整備水準に回復させることを目的に昭和37年に創設されました。

当地区は、昭和37年に排水機を整備し、今日まで湛水被害解消に努めてきましたが、1mにも及ぶ地盤沈下により、排水機場の機能低下、樋門の機能停止、更に上流排水機の機能停止や上流の宅地開発による流出量の増加により湛水規模は増大の一途をたどっていました。

3 - 2 地盤沈下対策事業の背景

地下水の採取が法令等により（地方公共団体の条例を含む）規制されている地域を対象に、国または地方公共団体が、沈下により生じた農用地及び農業用施設の被害を復旧するために昭和50年に地盤沈下対策事業が創設されました。

当地区は、軟弱地盤における地下水の過剰揚水に起因して地盤沈下が進行し、昭和47年に「三重県公害防止条例」による揚水規制を受けている地域でした。

この地盤沈下が原因で地区内の農業用排水施設の中だるみ、破損亀裂による漏水、水路勾配の変化等により、従前の水量、水位の維持に支障をきたし、農用地及び農業用施設の効用が低下していました。

4 再評価対象事業の対応方針

両事業ともに事業着手以来10年を経過しましたが、近年の厳しい財政状況を反映して進捗率が湛水防除事業は75%、地盤沈下対策事業は71%にとどまっています。

しかし、湛水被害の未然防止と農用地及び農業用施設の機能復旧による営農の安定化から早急な整備が求められているため、両事業とも早期に完了を目指します。

5 湛水防除事業及び地盤沈下対策事業の問題点

三重県公共事業再評価審査委員会の答申を踏まえ、城南地区における湛水防除事業と地盤沈下対策事業の問題点を整理しました。

農業振興地域における農地の転用等は、浸水のリスクが増大する要因となる。

地盤沈下対策事業において、機能復旧事業であるが、建設費をもって更新効果とすることは一般に理解されがたい。

6 事業への対応方針

6-1 問題点の解決方針

湛水防除事業の実施地域における農業振興地域の見直しをする際には、関係市町村と十分連携をとりながら、湛水の増大を最小限に抑制するべく、地域住民に理解を求めていく必要があると考えています。

また、地盤沈下対策事業における事業効果算定については、その算定方法のなかで、建設費を更新効果とする手法ではなく、より県民に理解が得られるような算定を行い効果の検討を行います。また、国等の関係機関に対しても算定方法について検討を求めていきます。

6-2 今後の課題とその対応

今後、事業で整備された施設を有効に利用しながら、市町村が策定している地域農業マスタープランに基づいて、適正な土地利用が図られるよう地域住民とコンセンサスをはかり、地域の農業振興に努めてまいります。

海岸環境整備事業について

[農林水産商工部]

1 再評価審査対象事業

海岸環境整備事業 6番 島勝地区

2 委員会意見

平成16年1月21日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、次の意見を受けました。

- ・ 事業採択時に事業目的を歪曲して捉えるという行政の姿勢に甘さがあったことを指摘し、今後このようなことのないように的確な事業計画に努めること。
- ・ 当事業については、地域住民との連携に努めつつ、施設を有効利用し、地域の活性化に資するよう強く求める。
- ・ 残事業計画の内容について、可能な限り精度の高い説明を求める。
- ・ 海浜の生物及び水質環境への影響について今後も追跡調査し、その保全に具体的に取り組まれない。

3 海岸環境整備事業の背景

海岸環境整備事業は、海洋リクリエーションに対する国民の要請の高まりに対応するため、国土の保全と調和を図りつつ、国民に憩いの場を提供するため、海岸環境の整備を行い、併せて豊かで潤いのある農漁村の実現に資することを目的として昭和49年に創設されました。

当地区は砂浜が波浪により侵食されて後退し、堤防の基部洗掘の恐れが生じていました。

また、当地区所在の海山町は、リゾート法に基づき三重県が制定したサンベルトゾーンに位置しており、当地区海岸の自然景観豊かで、海水の透明度が高いという特色を生かし快適な海水浴場として整備することによる地域の活性化が求められていました。

4 再評価対象事業の対応方針

島勝地区において、侵食されつつある堤防の補強と自然豊かな当海岸の特徴をいかした海水浴場の整備を目的として海岸環境整備事業を平成5年度から実施してきており、平成15

年7月5日には海開きをし、シーズン中には冷夏にもかかわらず1万1千人を越える利用者がありました。

しかしながら、波浪により養浜砂が横方向に移動し、侵食された側では堤防の基礎洗掘が懸念され、堆積された側では、潜堤外の漁場への砂流出の恐れが生じています。

このため、事業着手以来10年を経過しているものの、当初潜堤の延長L = 138mの両側にあわせて80m延長し、砂の横移動を抑制し、海水浴場の施設の維持及び安全性の確保、更に、潜堤沖漁場への砂流出の防止を図る観点から、事業の早期完了を目指します。

5 海岸環境整備事業の問題点

三重県公共事業評価審査委員会の答申を踏まえ、島勝地区における海岸環境整備事業により施行された施設を有効利用し、地域の活性化に資するために問題点を整理しました。

事業採択時において、その事業目的を的確に把握することが重要であり、施設の整備だけに終わることなく、その利用について、いかに地域の活性化に資することができるかが重要である。

環境との調和に配慮する観点からも、事業完了後の海浜の生物や水質への影響について調査やその保全対策が必要である。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

養浜砂の横移動の抑制については、詳細なシミュレーション結果により、的確な対策工法を立て、効果を早期に発現させるために早急な対策工事の着手が必要であると考えています。

また、この潜堤の追加により、海浜の生物や水質に影響を与えることはほばないものと考えられるものの、経過を見守り、島勝地区の豊かな自然とすばらしい水質を保全するよう努めてまいります。

さらに、当海岸が島勝地区の活性化に大きく寄与されるように、地域住民や海山町役場の協力を得てワークショップを開催し、皆様のご意見をいただきながら情報発信やイベントの開催等を検討していきます。

6 - 2 今後の課題とその対応

海岸環境整備事業のように地域の活性化につながる整備を行う事業においては、地域住民が参加して計画を立てることが重要であるため、地域住民と十分に検討を行い、事業が地域

の活性化に資するように努めるとともに本来の海岸保全という目的を十分に踏まえながら、事業に取り組んでまいります。

農道整備事業のコスト縮減と事業効果の早期発現について

[農林水産商工部]

1 再評価審査対象事業

- 農道整備事業 7番 玉城南部地区一般農道整備事業
- 8番 松阪多気地区揮発油税財源身替農道整備事業
- 9番 南勢東部地区ふるさと農道整備事業
- 10番 南勢西部地区ふるさと農道整備事業
- 11番 青山地区ふるさと農道整備事業

2 委員会意見

平成15年9月2日に開催された平成15年度第2回三重県公共事業（再）評価審査委員会における再評価審査の結果、「今後ともより一層のコストの縮減に努めるとともに、農道整備事業と農業振興との連携に努め早期に事業効果を発現されることを望むものである。」との意見を受けました。

3 農道整備事業の背景

農村地域では、農業振興のため農業の生産性の向上に努めていますが、農地と農業施設や集落などを効率的に結ぶルートが十分に確保されていない現状です。

このことから、地域の幹線的な農道を整備することにより、流通経路の確保と農産物の生産コストの低減や品質の向上による農業経営の安定を図り、併せて農村環境の改善や地域の活性化に資するため、農道整備事業を実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

本県では、地域の農業の振興と農村環境の改善のため、農道整備事業を各地域で実施しており、早期完成供用に向けて、コスト縮減と環境配慮に努めながら鋭意努力しているところです。

審査対象事業はいずれも、事業着手以来10年以上が経過し、70%以上の事業進捗となっていますが、地域からは営農や日常生活道として早期の農道の整備が求められています。

このため、今後も計画的に事業を進め、早期に農道の供用が図られるよう当事業を継続して実施していきます。

5 農道整備事業の問題点

農業の振興と農村環境の改善のため、農道整備事業により農道の整備を実施していますが、三重県公共事業（再）評価審査委員会の答申を踏まえ、その問題点を整理しました。

財政状況が厳しいことなどから、事業の進捗が鈍化している。

更なる事業コストの縮減が必要である。

農道を早期に供用させ、その効果を早期に発現する。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

農道の整備を早期に完了させ、農道の供用開始とその効果を発現させることが、重要と考えています。

このことから、限られた予算で、より効率的に事業を推進するため、伐採木の法面緑化への再利用など、積極的に事業コストの縮減に取り組み残事業費を抑制するとともに、長工期地区への予算の重点配分による早期完成に努めます。また、一部完成区間においても安全を確保しながら早期に供用を開始し、早期に事業効果の発現を図ります。

6 - 2 今後の課題とその対応

事業の計画段階から、地域の農業振興計画（営農体系、農業施設配置計画）に沿った農道整備計画（整備ルート、農道規格構造）を樹立し事業を実施していますが、農業振興計画も適時見直されていくことから、市町村や関係機関との連携を密にし、その動向を的確に反映させた、農道の整備に努めていきます。

5) 県土整備部関係（再評価）

全体計画事業費の見直しについて

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

道路事業	1 2 番	一般国道 1 6 3 号南河内バイパス
	1 3 番	一般国道 1 6 6 号田引きバイパス
	1 4 番	一般国道 2 6 0 号下津浦拡幅
	1 5 番	一般国道 2 6 0 号志摩バイパス
	4 0 番	一般国道 3 0 6 号四日市菟野バイパス

2 委員会意見

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日の第 2 回三重県公共事業評価審査委員会において、1 4 番一般国道 2 6 0 号下津浦拡幅、1 5 番一般国道 2 6 0 号志摩バイパスについては、「総事業費が平成 1 0 年度に行った再評価時点（平成 1 0 年度）に比べ多額の増加となっており、増額に至った時系列的経緯及び事業決定過程が不明確なため、その妥当性を判断できない。」との意見を頂き、継続審議となり、その他の案件については「事業継続」を了承されました。

次の平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会において、1 4 番一般国道 2 6 0 号下津浦拡幅、1 5 番一般国道 2 6 0 号志摩バイパスは「事業継続」を了承されました。

ただ、公共事業全てに対して「今後、公共事業を進めるにあたり、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた後、その事業内容を大幅に変更する場合はチェックできるような仕組みを構築されたい。」との意見が付されました。

3 道路事業の背景

道路は、地域間交流、産業・経済の発展や良好な居住環境の形成、防災機能強化など県民生活を支える上で重要な社会基盤であります。しかし、その整備状況は十分ではありません。こうしたなか、三重県では「新道路整備戦略」を平成 1 5 年 1 0 月に策定し、事業の重点的・効率的かつ計画的な整備に努めています。

4 再評価対象事業の対応方針

残事業費の的確な把握に努め、各路線の機能・役割を果たすため、一層のコスト縮減手法を検討し、早期の事業効果の発現を目指します。

5 再評価対象事業の問題点

14番一般国道260号下津浦拡幅、15番一般国道260号志摩バイパスにおいては、前回の再評価時点において過年度の施工実績を反映することなく全体計画事業費を想定していたため、今回の再評価において前回の再評価から全体計画事業費が増額に至った時系列的経緯及び事業決定過程が不明確となっていました。

6 事業への対応方針

6-1 問題点の解決方針

今後の再評価における全体計画事業費については、当該年度までの実績と次年度以降の残事業量を勘案して算定していきます。

また、今回のケース同様精度の低い全体計画事業費を想定している事業は平成15年度までの実績及び残事業量から算定した全体計画事業費を基準として、今回定めます「事業内容を大幅に変更する場合の取り扱い」を的確に運用していきます。

6-2 今後の課題とその対応

道路幅員などの事業計画の見直しを積極的に検討するなど、事業のスピードアップや計画・設計から管理までの各段階におけるライフサイクルコストを考慮した最適化を行います。

また、在来種を用いた法面緑化を行うなど自然環境へ配慮した工法の採用していきます。

河川事業 河川への負荷をなくすための諸開発との調整について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

河川事業	16番	二級河川志登茂川
	18番	一級河川木津川
	19番	一級河川五十鈴川
	20番	二級河川大堀川
	21番	二級河川外城田川
	22番	一級河川桧尻川
	23番	一級河川大内山川
	25番	二級河川志原川

2 委員会意見

平成15年11月6日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「河川流域内の遊水機能の低下など河川への負荷を招かぬよう、他の公共事業などの諸開発との調整を行うべきである。」との意見を受けました。

3 河川事業の背景

三重県が管理する河川延長は、一級河川1,545km、二級河川792kmであり合計2,337kmです。その内、整備必要区間に対する河川整備率は平成14年度末で36.7%であり、全国平均の44%より低く、県民の安全安心を守る観点からも早期整備が望まれています。

そのため、三重県の河川事業では、浸水被害軽減のため河川改修を順次進めているところですが、当面5年～10年に1回起こる洪水に対応できる水準を確保できるよう改修を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

本県では、浸水被害が多く早期改修の必要な河川を中心に事業を進めており、平成18年

度の河川整備率の目標を37.2%としています。

また、平成9年の河川法の改正により、治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」が位置付けられ、自然と生態系に配慮した「多自然型川づくり」を各河川改修事業にて実施しており、護岸工法の見直しや掘削土の現場内利用などコスト縮減にも取り組んだ事業展開を行っています。

なお、今回、再評価の対象となった8箇所の河川事業についても、浸水被害軽減のため早期完成を目指し継続していく方針です。

5 事業への対応方針

河川法には河川流域内の諸開発に対する規定はありませんが、都市計画法や三重県宅地開発の基準に関する条例では、河川に負荷がかからないよう洪水調整池の設置等の指導がなされています。よって、諸開発に対しては、都市計画法等に基づき河川管理者としての立場から意見を述べ調整を図っていく方針です。

河川事業 公共物の景観や環境への影響を議論できる場の構築について

[県土整備部]

1、3、4

前記述内容と共通

2 委員会意見

平成15年11月6日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業に当たっては、公共物の景観や環境への影響について、河川管理者として関係する市町村及び県民との議論を喚起できるような場を構築されるよう望むものである。」との意見を受けました。

5 事業への対応方針

平成9年の河川法の改正により、河川管理者には新たに河川整備基本方針及び河川整備計画を策定することが義務づけられました。

三重県では、河川整備計画の策定に際して、自治会長など地域住民の代表からなる流域懇

談会を開催するとともに、学識経験者がメンバーとなる流域委員会で意見をいただき計画に反映させることとしており、環境への影響や公共物の景観等も含めた幅広い議論や意見交換を行える場を設けています。

また、河川整備計画を策定する河川以外においても地元説明会等を通じ県民等と議論していく方針です。

河川事業 的確な多自然工法の導入及び地域住民参画の維持管理について

[県土整備部]

1、3、4

前記述内容と共通

2 委員会意見

平成15年11月6日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「多自然型工法の積極的導入は重要であるが、画一的なものにとらわれず定量的な経済的価値と定性的な環境文化的価値を考慮して、ケースバイケースで的確に取り組みたい。また、草刈り等日常的な維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。」との意見を受けました。

5 事業への対応方針

〔的確な多自然工法の導入〕

河川には潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育空間としての役割が期待され、従来から多自然型川づくりを試行的に行ってきたが、河川法の目的に治水、利水に加えて「河川環境の整備と保全」が位置づけられたことを受け、現在では多自然型川づくりが河川整備の基本となっています。

三重県では平成13年4月に策定した「自然に配慮した川づくりの手引き(案)」を、より一層対象河川の特性を踏まえた柔軟な対応ができるよう、最新の事例や河川事業における問題点、整備の手法、経済性等の考え方などを盛り込んで平成15年10月に改訂しており、今後とも適切な多自然川づくりの推進に向けた取り組みに努めていく方針です。

〔地域住民参画の維持管理〕

県管理河川の除草等の維持管理については、業者委託にて対応してきたが、近年では、住民参画の維持管理についても積極的に取り組んでいます。

三重県では地域住民の河川美化活動に物品支給をおこなう「河川美化ボランティア制度」に加え、平成12年度から草刈りを地域住民等に委託する「草刈り業務の自治会等への委託制度」を実施しています。これは、地域住民が自分たちの住むまちを美しくするために行う草刈り活動を県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進する事を目的とした制度で、毎年多くの団体に参加いただいております。今後とも積極的なPRに努め、一層充実拡大していく方針です。

河川事業 県民への事業の段階的目標説明について

[県土整備部]

1、3、4

前記述内容と共通

2 委員会意見

平成15年11月6日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「治水対策の観点からは、早期に完成する必要があるが、工事着手から長期にわたる事業であることを踏まえ、事業の段階的目標を示すなど県民への説明に努められたい。」との意見を受けました。

5 事業への対応方針

これまでの河川改修計画は、浸水被害解消に向け上流から下流までの長い区間の計画としていました。また、橋梁・井堰等の横断構造物の改築も避けられないことから、事業の実施には多くの費用と長い期間を必要とします。しかし、今後策定する河川整備計画では20～30年間で効果が発現できる区間について事業計画を定めることとしており、構造物等の施工時期や効果を明示していきます。

また、現在実施中の事業については、当面の目標を定め、橋梁・井堰等の構造物改築に要する期間やその改築によって得られる効果等を現場説明や住民懇談会の場等を通して県民へ

の説明に努めます。

鳥羽港 港湾事業について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

港湾事業 26番 鳥羽港 港湾事業

2 委員会意見

平成15年12月15日に開催された平成15年度第3回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。ただし、次の点に意見を付するものである。一、事業の推進に当たっては、事業計画についていっそう住民に周知するとともに、住民参画を図っていくよう求めるものである。一、残事業については、計画、実施面においてコスト縮減につとめること。」との意見を受けました。

3 鳥羽港港湾事業の背景

本事業は、「鳥羽マリンタウン21計画」に関連し、港湾整備の目的を大型・小型観光船や離島定期船等の旅客に対するサービスの向上と、鳥羽市の顔となるシンボル空間の創出を目的としています。

鳥羽市の観光入込み客数は、平成3年の約700万人をピークに漸減しつつあるため、「鳥羽マリンタウン21計画」によって佐田浜地区への観光入込み客数の挽回を図り、乗船客数も漸減傾向からの脱却を目指しています。本事業は「鳥羽マリンタウン21計画」の基盤で、かつ、先行事業であります。

4 再評価対象事業の対応方針

本事業は、平成6年度から事業着手しており、現在、第1期計画の平成20年度末完成に向け整備をしているところであります。

鳥羽港佐田浜地区は、船舶の大型化による係留場所の不足、船舶の移動に待ち時間が生じるなどの不満や、船舶同士の事故への懸念及び利用者の安全性の確保といった点からも、新たな船だまりの整備が求められています。

また、小型船だまりの整備により離島緊急船の接岸箇所が容易に確保でき、住民の安全安心が向上したり、障害者や高齢者への配慮が進むバリアフリー対策が向上し、緑地整備によ

り自然環境の保全向上、港湾周辺環境の改善、港湾就労者の就労環境の改善が求められています。

このため、鳥羽港港湾事業については、平成20年度末の第 期計画の完成に向けて継続して整備を進めていく所存であります。

5 鳥羽港港湾事業の問題点

三重県公共事業評価審査委員会の答申を踏まえ、鳥羽港港湾事業における問題点を整理しました。

事業計画等の住民への周知を図ること及び住民参画を図ること。

計画、事業実施においてコスト縮減を図ること。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

鳥羽マリンタウン21事業については、これまで船舶、漁業、港湾、観光協会、商工会議所等の関係者に対して、鳥羽湾振興会の場などで意見交換を行いながら進めてきたところがありますが、今後とも、住民の方々等に対して、広報などにより情報提供を行い、いっそうの周知を図ります。

現在、三重県においては、社会資本整備を住民参画で進めることを基本理念とした県条例が検討されており、鳥羽港においても、平成16年度から、住民や関係者が参加する懇談会を開催し、地域、観光などの各ワークショップによる提言や建設的アイデアなどの住民の意見を取り入れながら、港湾及び背後地の計画・事業に反映させていきたいと考えております。

また、コスト縮減については、地盤改良やケーソンの据付等の海上工事において、多額の費用がかかる作業船舶の回航回数の削減や緑地整備については、関係者と話し合いながら、安くて使いやすい施設を整備したり、植栽に必要となる樹木には、近隣工事現場から発生する木を使用するなど縮減を図ります。

6 - 2 今後の課題とその対応

事業実施に当たっては、事業着手段階で、事業の必要性及び事業効果等について、十分な検討を行います。また、自然環境への影響などを軽減する公共事業のあり方についても検討していきます。

的矢港海岸(三ヶ所地区)海岸の施設維持管理について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

港湾海岸高潮対策事業 27番 的矢港(三ヶ所地区)海岸

2 委員会意見

平成15年10月1日に開催された第3回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「海岸事業に限らず全ての公共施設・機能の維持管理について、ライフサイクルコストの観点から適切な維持管理が重要である。したがって、早急に持続的な施設維持管理の仕組みについて具体的に構築するよう検討されたい。」との意見を受けました。

3 的矢港(三ヶ所地区)海岸高潮対策事業の背景

当地区は、伊勢湾台風では大きな被害を受け、その後築造された護岸は地盤が軟弱であることもあって沈下や老朽化が進み、防護機能が低下しつつあるため既存施設の早期改良が求められています。

加えて、磯部町は、切迫性が指摘されている東海地震の地震防災対策強化地域に、また、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されるなど地震防災対策も緊急の課題となっています。

背後地区は、海岸に面して人家が密集し、前面は水面利用が進んでいることから、昭和61年度から既存施設の前面にアースアンカー控え式の鋼管矢板構造として施設設置幅を最小限にする工法により、防護水準を確保するための護岸整備を行っています。

4 再評価対象事業の対応方針

本県では、的矢港(三ヶ所地区)海岸の保全を図るため海岸高潮対策事業を昭和61年度から実施してきており、現在、当海岸の整備計画である694.9mの早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当海岸は、事業着手以来17年を経過して、これまでに574.9m(進捗率90%)を整備してきましたが、近年の厳しい財政状況を反映して投資額が減少傾向となっています。このような状況の中で、浸水被害の未然防止や地震等に対する防災力向上の観点から早急な

整備が求められています。

このため、今後も残計画である120mを早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

5 的矢港（三ヶ所地区）海岸施設維持管理の問題点

当海岸は、高潮対策事業としてアースアンカー控え式の鋼管矢板工法による護岸の整備を進めてきましたが、使用材料には、腐食に対する十分な対策と適切な維持管理を必要とする鋼管矢板を採用していることから、三重県公共事業再評価審査委員会の答申を踏まえ、的矢港（三ヶ所地区）海岸における海岸保全対策を強化するために問題点を整理しました。

- 1) 鋼管矢板には腐食を防止するために、物理的に腐食する環境を遮断するための塗覆装工法と電位差を利用した電気防食工法を併用している。
- 2) こうした、防食対策は最も重要な鋼管矢板の機能を将来にわたって継続して発揮させるための対策であり、適切な維持管理が重要である。

6 事業への対応方針

6-1 問題点の解決方針

電気防食は、30年の耐用年数としていますが、設置環境によっては想定期間より早く消耗する場合もあるため、施設台帳の確実な整備とともに防食効果を測定するモニタリングの定期的な実施により、腐食防止効果の確認を行うこととします。

6-2 今後の課題とその対応

従前から公共土木施設の維持管理については、定期的なパトロールやモニタリングを実施し、安全性の観点から機能維持を図ってきたところです。

しかし、海岸保全施設については、海水中にある施設も多く機能的な健全度を把握することが特に重要であるため、施設台帳の整備とあわせ適切な維持管理に努めてまいります。

安乗地区海岸浸食対策事業の時間・コスト管理 のための経済比較及び代替案について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

建設海岸侵食対策事業 28番 安乗地区海岸

2 委員会意見

平成15年10月1日に開催された第3回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業を進めるにあたっては、時間とコストの管理をより積極的に行うための経済比較、代替案の立案を検討しその内容を明確にされたい。」との意見を受けました。

3 安乗地区海岸侵食対策事業の背景

安乗地区海岸は、背後地の保全対策として海岸堤防及び消波工の設置を行ってききましたが、海岸侵食の傾向が著しく、海岸のほぼ中央より西側海岸では海浜が殆ど残されていない状況でした。

このため、波浪を減勢することと失われた海浜を復旧し安定を図ることにより背後地の民家への浸水被害を防止するための対策が求められています。

また、阿児町は切迫性が指摘されている東海地震の地震防災対策強化地域に、また、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されるなど地震防災対策も緊急の課題となっています。

背後地区は、標高の低い地域に人家が密集していることから、海岸侵食対策として平成8年度から人工リーフと養浜工による面的な防護対策を行っています。

4 再評価対象事業の対応方針

本県では、安乗地区海岸の保全を図るため海岸侵食対策事業を平成8年度から実施してきており、現在、当海岸の整備目標である360mの早期完成に向け、既存消波ブロックの流用などのコスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当海岸は、事業着手以来7年を経過して、これまでに295m(進捗率82%)を整備してきましたが、近年の厳しい財政状況を反映して投資額が減少傾向となっています。このよ

うな状況の中で、浸水被害の未然防止の観点から早急な整備が求められています。

このため、今後も残計画である65mを早期に完成させるため、コストの縮減に取り組みつつ当事業を継続して実施していく所存です。

5 安乗地区海岸の代替案について

当海岸は、崖垂からの土砂供給が減少したことから急激に海岸侵食が進行し、従来から波浪を減衰させていた砂浜の減少により越波被害が発生していたことから、波浪を人工リーフにより強制的に砕波させ、養浜により越波を減少させる面的防護方式として侵食対策を実施していますが、三重県公共事業再評価審査委員会の答申を踏まえ、安乗地区海岸の問題点を整理しました。

- 1) 当地区は、崖垂による土砂供給で形成されているため、今後も海浜の復元は見込めない。
- 2) 既設護岸は、伊勢湾台風後に整備されたもので、嵩上げによる施工は困難であるとともに、背後地の住民の生活に与える影響が大きい。
- 3) 周辺は、伊勢志摩国立公園内の景勝地にあり、海岸の景観に配慮する必要がある。

こうしたことから、面的防護方式を採用しています。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

従来から海岸保全施設整備の工法の選択にあたっては、複数の代替案のなかから経済性・施工性等を総合的に比較検討し最適な工法を選択していますが、今後は一層、時間・コストの観点も工法の選択の際に留意していきます。

6 - 2 今後の課題とその対応

海岸保全施設の整備は、一連の防護地区の海水による浸水被害を防止することから事業規模が大きく、整備には長い期間を要する場合が多いため、今後の評価にあたっては、整備効果の的確な把握とともに経済比較、代替案の内容を明確にし、県民に対する説明責任を果たしてまいりたいと考えています。

安乗地区海岸、道瀬地区海岸の環境への配慮について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

海岸侵食対策事業 28番 安乗地区海岸

海岸環境整備事業 29番 道瀬地区海岸

2 委員会意見

平成15年10月1日に開催された第3回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「生物多様性の重要性に鑑み、海洋生物の保全是大きな課題である。したがって、今後、事業を実施する場合は可能な限り環境への配慮に努められたい。」との意見を受けました。

3 海岸侵食対策事業の背景

安乗地区海岸は、海浜が浸食により減少し、海岸堤防や消波工の設置を行ってきましたが、侵食が著しく台風時等の高潮、高波浪時には越波により浸水被害が発生していました。

このため、平成8年から人工リーフと養浜工での侵食対策事業に着手しました。

道瀬地区海岸は、海岸保全施設が築後50年近く経過し老朽化が進行したことから安全性を高めるとともに海水浴等の利用にも配慮して、平成6年から海岸環境整備事業に着手しました。

4 再評価対象事業の対応方針

安乗地区海岸では、海岸の保全を図るため海岸侵食対策事業を平成8年度から実施してきており、現在、当海岸の整備目標である人工リーフ360mと養浜43,000m³の早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当海岸は、事業着手以来8年を経過して人工リーフ295mと養浜23,700m³を整備してきましたが、近年の厳しい財政状況を反映して進捗率が74%にとどまっており、浸水被害の未然防止の観点から早急な整備が求められています。

このため、今後も残計画である人工リーフ65mと養浜19,400m³を早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

道瀬地区海岸では、海岸の保全と利用を図るため海岸環境整備事業を平成6年度から実施してきており、現在、当海岸の整備目標である突堤工 183m、砂止潜堤工 228m、養浜工 84,500m³の早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当海岸は、着手以来10年を経過して突堤工 183m、砂止潜堤工 228m、養浜工 47,130m³を整備してきましたが、近年の厳しい経済状況を反映して進捗率が74%にとどまっており、浸水被害の未然防止及び海浜の有効利用の観点から早急な整備が求められています。

このため、今後も残計画である養浜 37,370m³を早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

5 安乗地区海岸、道瀬地区海岸の問題点

当該海岸は、海浜の減少による海岸の消波機能の低下や海岸保全施設の老朽化等により、背後地の人家、公共施設等への越波による浸水被害が懸念されているため、これまで波浪を抑制するべく海岸侵食対策事業による人工リーフと養浜等、海岸環境整備事業による突堤工、養浜等を施行してきましたが、三重県公共事業再評価審査委員会の答申を踏まえ、可能な限り海岸環境への配慮に努めるために問題点を整理しました。

越波による浸水対策のため人工リーフとともに養浜、突堤工とともに養浜を行い波浪を減勢させる必要があります。

養浜に使用できる材料の入手先が限られています。

6 事業への対応方針

6-1 問題点の解決方針

今後海岸事業に着手するにあたっては、三重県環境調整システム推進要綱により事業の計画を策定しようとする段階から環境配慮の調整を行うこととします。

養浜の材料は、可能な限り施行する海岸への土砂供給元である流砂系の中から確保するものとします。

6-2 今後の課題とその対応

公共事業を行うにあたっては、計画を策定しようとする段階から環境配慮の調整を行うこととします。

七里御浜海岸の保全について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

海岸高潮対策事業 30番 御浜地区海岸

31番 井田地区海岸

2 委員会意見

平成15年10月1日に開催された第3回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「七里御浜海岸の保全は、海浜の砂収支の観点から流域の総合土砂管理の概念が重要である。したがって、七里御浜海岸を核として各事業は総合的な計画との関連づけを持つこと」との意見を受けました。

3 海岸保全施設整備事業の背景

当海岸は、太平洋に面し外洋からの高波浪が来襲することから、過去においても甚大な被害を受けてきたところです。

20kmにわたる直線的な礫浜海岸である七里御浜海岸においても全国的に問題となってきた海岸の浸食により南端の井田地区では往時200mあったといわれる浜がほとんど消失するような状況となってきたことから、平成3年からは人工リーフによる高潮対策事業に着手しました。

また、御浜地区海岸においても背後地の安全性を確保するため浸食化傾向にある海浜の安定を図る目的で昭和62年から人工リーフによる高潮対策事業に着手しました。

4 再評価対象事業の対応方針

御浜海岸では昭和62年度から高潮対策事業を実施してきており、現在、当海岸の整備目標である1,000mの早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当海岸は、事業着手以来17年を経過して680mを整備してきましたが、近年の厳しい財政状況を反映して進捗率が74%にとどまっており、浸水被害の未然防止の観点から早急な整備が求められています。

このため、今後も残計画である320mを早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

また、井田海岸では平成3年度から高潮対策事業を実施してきており、現在、当海岸の整備目標である2,696mの早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当海岸は、事業着手以来13年を経過して1,896mを整備してきたが、近年の厳しい財政状況を反映して進捗率が70%にとどまっており、浸水被害の未然防止の観点から早急な整備が求められています。

このため、今後も残計画である800mを早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

5 御浜海岸・井田海岸の問題点

当海岸は、海浜の減少によって海岸の消波機能が低下しており、背後地の人家、公共施設等への高潮被害が懸念されているため、これまで高潮対策として波浪を抑制するべく人工リーフ等を施行してきましたが、三重県公共事業再評価審査委員会の答申を踏まえ、御浜海岸・井田海岸における海岸保全対策を強化するために問題点を整理しました。

人工リーフにより波浪が弱くなり高潮、高波に対する安全性は向上したが、スピードは遅くなったものの依然として海岸の侵食は進行している。

海浜を保全するためには波浪を抑制すると同時に、沿岸漂砂により流出する土砂を供給することが重要である。

6 事業への対応方針

6-1 問題点の解決方針

波浪の抑制は、海岸高潮対策事業として実施中です。今後は、侵食を抑える対策の検討に加えて海岸への土砂供給を効率的に行うことが重要と考えています。

このため、侵食対策の新たな手法の検討とともに七里御浜海岸への土砂供給源である流域からの土砂供給を他事業と連携して行うこととします。

6-2 今後の課題とその対応

今後は、施設の整備を考える上で関係する公共事業と連携を図り自然の循環機能を極力活かした事業のあり方を検討していく所存です。

街路事業について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 街路事業 3 2 番 駅前高塚線外 1 線
- 3 3 番 東町野登線
- 3 4 番 秋葉山高向線外 1 線

2 委員会意見

平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日に開催された第 4 回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。ただし、複雑な計算や、それに代わる仮定条件をおいた簡便法による費用対効果分析は、県民がその計算過程や結果を理解できるよう説明されたい。」との意見を受けました。

3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を都市計画どおりに整備するものです。

4 再評価対象事業の対応方針

本県では、駅前高塚線外 1 線、東町野登線、秋葉山高向線外 1 線の整備を図るため、平成 6 年度から街路事業として事業実施してきており、現在、早期完成に向けて鋭意努力をしているところです。

駅前高塚線外 1 線は未買収用地の法定相続人の権利確定などに時間を要してきたが、権利確定作業も概ね完了したことから、当事業を完了させるべく継続して実施していく所存です。

東町野登線は、共有名義となっている未買収用地について、名義人双方の主張が異なり調整に時間を要してきましたが、合意が得られる見込みが立ったことから、当事業を完了させるべく継続して実施していく所存です。

秋葉山高向線外 1 線は、沿道にある大規模工場との利用形態変更についての協議に日数を要してきました。しかし、協議が平成 1 4 年度に決着し、用地買収、建物補償についても 1

5年度にほぼ完了したことから、早期完成に向け、当事業を継続して実施していく所存です。

5 費用対効果分析の問題点

道路整備における費用対効果の算出は、道路ネットワークの将来交通量を、計画道路が整備された場合と整備されない場合とで比較を行い、便益を算出しています。

将来交通量の推計にあたっては、パーソントリップ調査、都市OD調査等から得られたOD交通量がある場合は、そのOD交通量により将来交通量の配分を行い、OD交通量がない場合には、周辺の現況交通量から「簡便法」という手法により将来交通量を推計しています。

市街地での事業となる街路事業では、費用対効果分析にあたり、多数の道路区間で構成されるネットワークを対象とするケースが多く、計算過程が理解しにくいとの意見があります。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

街路事業の費用対効果分析では、道路ネットワークを対象とするケースが多いため、非常に多くの道路区間について将来交通量を推計し、便益を算出することになります。

対象とした全ての道路区間について便益計算の過程を説明することは難しいですが、代表的な区間を事例として、計算過程や結果を図・表を活用して分かり易く説明できるように工夫していきます。

6 - 2 今後の課題とその対応

街路事業は、市街地での事業で、一般に移転補償物件も多く、用地についても複雑な権利関係になっているものがあり、用地取得に時間を要することが多くなっています。

今後は、地権者との対話を一層充実していくとともに、事業推進にかかるマネジメントを強化し、事業の円滑な推進に努めていきたいと考えています。

北勢中央公園の整備について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 35番 北勢中央公園

2 委員会意見

平成15年12月15日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、

- 一、残事業計画について住民ニーズの把握や既存の施設との有効利用を考慮しコスト縮減に努められたい。
- 一、公園事業全般について、住民の責任ある参画を促し適正な維持管理を図るとともに、運営のコスト縮減に努めること。

との意見を受けました。

3 都市公園事業 北勢中央公園 の背景

当公園は、「北勢地域の県民を対象としたスポーツ・レクリエーションの場を提供するために広域公園を整備する」との目的で、昭和58年度に都市計画決定された広域公園であり、昭和59年2月に事業認可を受けて都市公園事業が施行されています。

4 再評価対象事業の対応方針

本県では、当地において、昭和58年度から「北勢地域のスポーツ・レクリエーションの場」として事業規模98.1haの都市公園事業を進めてきたところです。

事業着手以来21年が経過し、現在まで19.8haが開園済みですが、近年の環境問題の顕著化・住民参画型の行政といった社会状況の変化や、住民ニーズの多様化を受けて、今後の当公園事業においては基本計画を見直す必要性が生じています。

また、厳しい財政状況を反映して用地取得率は約70%ですが、地元地域においては、20年以上もの間、都市計画法による規制を受けており、早急な対応が求められているところです。

このため、今後は、一刻も早い用地取得と、新たな整備計画を策定し、全体計画98.

1 h a を早期に開園させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

5 北勢中央公園の問題点

事業着手後長い年月を経ており、その間に社会状況、住民ニーズの変化が見られることから、今後は新たな整備計画を策定し、事業を進めていく必要があると考えていますが、それにあたり、三重県公共事業評価審査委員会の答申をふまえ、北勢中央公園における問題点を以下の通り整理しました。

残事業計画についての住民ニーズの把握方法。

既存の施設との有効利用を考慮した新たな整備計画の策定方法。

住民の責任ある参画・維持管理、その仕組みづくり。

これらを受けて、北勢中央公園においては、「利用者のニーズ把握 ニーズに応じた整備計画の策定 計画に基づく園内整備 利用者、住民の参画を図った維持管理・運営」といった一連の流れの仕組みを確立することが課題となります。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

平成14・15年度において、公園利用者、地元住民、学識経験者等からなる検討委員会を開催し、基本計画の見直しを実施中です。この中において、既存施設の効果的な利用を目指した方針や、積極的に住民参画を進めていくための方針を定めていくこととしています。

今後、これを基に残事業の整備計画を策定していく予定です。

6 - 2 今後の課題とその対応

「利用者のニーズ把握 ニーズに応じた整備計画の策定 計画に基づく園内整備 利用者、住民の参画を図った維持管理・運営」といった一連の流れの仕組みを効果的に運用していくことが行政の役目となると考えられます。

今後は、公園利用者や地域住民のニーズを基に、現地の里山を活かし、既存の施設の有効利用を図った整備を進め、整備コストの縮減に努めるとともに、地域に密着した団体等との有効な連携を進めることにより運営のコスト縮減に努めていきたいと考えています。

大仏山公園の整備について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 36番 大仏山公園

2 委員会意見

平成15年12月15日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、

- 一、早期完成に努められたい。
- 一、公園事業全般について、住民の責任ある参画を促し適正な維持管理を図るとともに、運営のコスト縮減に努めること。

との意見を受けました。

3 都市公園事業 大仏山公園 の背景

当公園は、「中南勢地域の県民にスポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、自然と古墳群を生かした公園を整備する」との目的で、昭和55年度に都市計画決定された総合公園であり、昭和56年2月に事業認可を受けて都市公園事業が施行されています。

4 再評価対象事業の対応方針

本県では、当地において、昭和55年度から「中南勢地域のスポーツ・レクリエーションの場とともに、自然と古墳群を活かした公園」として事業規模37.2haの都市公園事業を進めてきたところです。

事業着手以来23年が経過し、現在まで96.8%の整備率であり、うち18.1haが開園済みです。

今後は、平成16年度の整備完了を目指し、早期に全体計画37.2haを全面開園させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

5 大仏山公園の問題点

平成16年度の整備完了を目指して、鋭意事業を進めていく必要があるが、それにあたり、

三重県公共事業評価審査委員会の答申をふまえ、大仏山公園における問題点を整理したところ、「住民の責任ある参画・維持管理、その仕組み」を確立することが課題と考えています。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

大仏山公園においては、既に当公園内において自主的に活動している NPO 団体がいくつが存在するため、これらの団体との積極的な交流、連携を進めていくことが必要であると考えています。

6 - 2 今後の課題とその対応

地域 NPO 団体、公園利用者、地域住民との交流・連携を図り、「住民の責任ある参画・維持管理、その仕組み」を効果的に運用していくことが行政の役目となると考えられます。今後は地域に密着した団体等との有効な連携を進めることにより、運営のコスト縮減に努めていく所存です。

2 平成15年度公共事業再評価結果（市町村等事業）

(1) 継続事業箇所数 12箇所中 12箇所

(2) 中止事業箇所数 12箇所中 0箇所

(3) 平成15年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表 2）

再評価理由：	事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業.....	1
	事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業.....	6
	再評価実施後一定期間が経過している事業.....	5
	社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業.....	0
	計	12

番号	事業名	箇所名	市町村名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
102	漁業集落環境整備事業	奈屋浦地区	南島町	H11		継続	継続
103	漁業集落環境整備事業	錦地区	紀勢町	H9		継続	継続
104	河川事業	準用河川金沢川準用河川改修	鈴鹿市	S55		継続	継続
105	都市公園事業	南部丘陵公園	四日市市	S51		継続	継続
106	都市公園事業	深谷公園	鈴鹿市	H6		継続	継続
107	都市公園事業	山崎運動公園	熊野市	S54		継続	継続
108	都市公園事業	町民の森公園	河芸町	S55		継続	継続
109	都市公園事業	安濃中央総合公園	安濃町	S57		継続	継続
110	下水道事業	朝明都市下水路	四日市市	H6		継続	継続
111	下水道事業	亀山市流域関連公共下水道	亀山市	H6		継続	継続
112	下水道事業	菰野町流域関連公共下水道	菰野町	H6		継続	継続
113	下水道事業	豊津川都市下水路	河芸町	S51		継続	継続

6) 南島町（再評価）

漁業集落環境整備事業について

[南島町]

1 再評価審査対象事業

漁業集落環境整備事業 102番 奈屋浦地区

2 委員会意見

平成15年11月6日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。」との意見を受けました。

3 漁業集落環境整備事業の背景

本地区は、奈屋浦漁港の背後集落である、奈屋浦、東宮地区で国道260号を境に南北に形成する集落です。

当漁村集落は、生活水準の向上と家庭から排出される生活雑排水等により漁場環境と、生活環境に悪い影響を与える状況となっているため、これらの悪影響を除去し、良好な生産環境と生活環境を将来にわたって維持していく事を目的とした集落環境整備事業が施行されています。

4 再評価対象事業の対応方針

本町では、漁業集落の環境の保全を図るため漁業集落環境整備事業を平成11年度から実施してきており、平成16年4月の一部供用開始に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当地区は、事業着手以来5年を経過して進捗率が87.6%になっており、早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

5 集落排水事業をめぐる問題点

本町の海岸は典型的なリアス式海岸で、延長12.1kmに及んでいます。閉鎖性が強い湾内にはいくつかの集落が点在し生活が営まれており、生活雑排水の流れ込みによる漁場環境への影響が懸念されます。湾内ではタイ、ハマチ、真珠母貝の養殖が盛んであるため養殖漁業への影響が心配されます。このため、当湾内に排水している奈屋浦地区以外の集落において

も一体的な生活排水処理が重要な課題であると考えています。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

本町では、一体的な事業推進のため地区に集落環境事業推進委員会を発足し、推進委員とともに説明会の開催、イベントへの参加による啓発を行い地域住民の事業への関心を高めて推進を図っているところであり、今後もこの取組を進めていく所存です。

6 - 2 今後の課題とその対応

若者層の都市部への流出等により過疎化が進み高齢者世帯が増加しています。また、水洗化に伴う多額の宅内整備経費が必要となることから、町内全域での事業推進には課題が残されています。

今後、若者が定着していくためにも漁業振興や生活環境の改善を図る必要があり、町内住民の生活排水に対する意識の向上を深め、事業を推進していく所存です。

7) 紀勢町（再評価）

漁業集落環境整備事業について

[紀勢町]

1 再評価審査対象事業

漁業集落環境整備事業 103番 錦地区

2 委員会意見

平成15年7月15日に開催された第1回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査会の結果、「当事業は当初計画が変更され、大半が新規ともいえる項目になっているため本委員会の再評価になじまないと判断する。しかしながら、津波高潮に対する防災は、緊急を要するものであることから、集落道整備と併せて事業継続を了承する。ただ、安全が優先されなければならない防災事業といえども、代替案との比較等を十分に行い、コスト縮減をはかることを求めるものである。また、当初事業の遂行が、長期間にわたって滞っていたことを十分反省され、行政として速やかな対応をされることを強く望むものである。」との意見を受けました。

3 漁業集落環境整備事業の背景

当漁業集落は、古くから大敷定置網漁による鰯の町として栄え、現在も漁業が当地の基幹産業となっています。

地形的にも海岸と山地に囲まれた狭い部分に発達した集落となっており、集落内の住宅は密集し、道路は狭隘な状況となっています。また、本町は過去に津波被害を受けたことや、地震防災対策強化地域に指定されたこともあり防災に関する意識は高くなっています。

このような状況の中、漁業集落環境整備事業により集落道や防火水槽、防災施設用地の整備を行い、漁村の生活環境の改善や防災安全の確保を図ることとしています。

4 再評価対象事業の対応方針

当集落は、昭和19年の東南海地震による津波で多くの人々が犠牲になられたことがあり、近年懸念されている大規模地震による津波発生に備え、防災施設用地の整備を早急に実施することとし、平成16年度に防災施設用地2箇所(550㎡)の測量設計と工事に着手することとしています。引き続き、集落道および防火水槽に順次着手する計画であり早期

に効果が発現するよう事業を継続して推進する所存です。

5 漁業集落環境整備事業の問題点

三重県公共事業再評価審査委員会の答申による、錦地区漁業集落環境整備事業の問題点は以下のとおりでした。

安全が優先される防災事業であるが、代替案との比較等を十分に行い、コスト縮減をはかる必要がある。

当初事業の遂行が、5年間にわたり休止の状況となり、事業の執行が滞っていた。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

防災施設用地の造成計画に対する代替案である鉄骨製の避難用建築物について検討を行った結果、人家密集地での用地確保が困難であることや事業費が高くなる等の問題があり、避難用建築物の選択は適していないと判断し、事業計画に基づいた防災施設用地を造成することとします。

なお造成にあたっては、掘削土砂量を極力抑えることによりコスト縮減を図っていきます。

5年間にわたり事業が滞ったことを反省し、事業が早期に完了するよう努めていきます。

今後、町が事業を実施するに際し、役場内に企画、財政並びに各事業担当課長で構成する連絡会を設け事業計画の確認や各種事業間の調整を図ることとします。

6 - 2 今後の課題とその対応

防災施設の効果を十分発揮させるためには、ハード面だけでなく現在実施している避難訓練をはじめとした、住民の防災意識の向上や知識の普及、防災物資の調達、情報の確実な伝達等、ソフト面でも更なる検討が必要であると考えています。

また、当初計画していた集落排水施設については、将来の課題と受け止め市町村合併後に広域的な観点で新たに検討し対応をしていく所存です。

8) 鈴鹿市（再評価）

金沢川の河川改修について

[鈴鹿市]

1 再評価審査対象事業

河川事業 104番 準用河川金沢川

2 委員会意見

平成15年11月6日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「金沢川流域の全体構想を早期に構築し県民に説明のできるよう努められたい」との意見を受けました。

3 河川事業の背景

当河川は、鈴鹿市の中心を貫流する河川であり、中・上流域には市の中核となる市街地があり、都市化による流出量の増加から、度々浸水による被害を受けております。

このような状況に鑑み、下流から流下能力の向上を図るため、昭和55年度から河川改修事業が施行されています。

4 再評価対象事業の対応方針

本市では、金沢川の流下能力の向上を図るため河川改修事業を昭和55年度から実施してきており、現在、当河川の整備目標である1,042mの早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当河川は、事業着手以来22年を経過して317mを整備してきましたが、近年の厳しい財政状況を反映して進捗率が30%にとどまっており、浸水被害の未然防止の観点から早急な整備が求められています。

このため、今後も残計画である725mを早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

5 金沢川の問題点

当河川は、中・上流域に市の中核となる市街地があり、度々浸水被害を受けており、これまで浸水被害を防止するべく河川改修事業で下流から河川整備を施行してきましたが、三重

県公共事業評価審査委員会の答申を踏まえ、金沢川流域全体における問題点を整理しました。

現在の河川改修計画では、中・上流域の浸水被害が解消できない。

現況河川の流下能力不足

中・上流域での流出量の増加

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

金沢川流域の浸水被害を防止するために、現在の事業区間上流から浸水被害の多い中流域までの河川改修計画を平成16年度から策定します。また、上流域の市街化区域においては、流出量の抑制をするよう関係機関と調整します。

6 - 2 今後の課題とその対応

公共事業は、その事業目的を達成する観点から緊急な箇所を優先に計画していますが、事業を計画する場合、当該事業を必要とする箇所を把握する中から全体構想を構築することが重要と考えています。このため、今後、公共事業間の連携に努め可能な限り全体構想の構築を図って、市民への説明に努めていく所存です。

深谷公園の今後の整備方針について

[鈴鹿市]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 106番 深谷公園

2 委員会意見

平成15年11月27日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。」との意見を受けました。

3 都市公園事業の背景

当深谷公園は地元からの要望により事業を行うことと、公園の周辺地域にはソフトボールやグランドゴルフ等の手軽にできるスポーツをする場所が限られており、特に大会が開催できるような施設が望まれていた地区で、このような要望に答える為、埋め立てを完了した深谷処理場の跡地に「自然の豊かさの再生」と「心身の健康づくり」を目的とし本公園の計画を立てました。

4 再評価対象事業の対応方針

事業採択時から周辺地域の人に望まれていましたソフトボール・グランドゴルフ等の手軽に出来る広場のニーズは、ますます高まっている。日常の練習だけではなく、特に数チームでの大会が実施できる広場を望む声が増えてきています。

今後は、長年ごみ処分場として『どちらかといえば暗いイメージ』を持たれていたこの地域を、市民が憩い、子供たちの声が聞こえる公園に早く整備できるよう継続して事業を進めていく所存です。

5 深谷公園の当面の課題

当市では、当公園を継続して整備するに当り次の課題解決が重要と考えています。

「グランドゴルフ場」等の多様性

コスト縮減のための方策

アクセス道路の整備促進

6 事業への対応方針

6 - 1 課題の解決方針

「グランドゴルフ場」等の広場名称を「みんなの広場」に変更し、将来的に時代のニーズに沿えられるようにしたいと考えています。また、審査委員会でも提案したようにコスト縮減を図るため公共残土を積極的に受け入れていくこととします。

なお、公園の進入路は「主要地方道鈴鹿環状線」であるが拡幅計画により深谷公園までは進められていますが、その先は従来のままの非常に狭い道路であり公園利用者のためにも引き続き拡幅事業の推進を県に要望して参りたいと考えています。

6 - 2 今後の課題とその対応

ごみ処理場の跡地を公園に整備する上での安全性について、地元と協議を行うなか今後も継続して水質、悪臭の調査を行い、また地盤の変動調査を実施していきたいと考えています。

9) 四日市市（再評価）

南部丘陵公園について

[四日市市]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 105番 南部丘陵公園

2 委員会意見

平成15年11月27日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。」との意見を受けました。

3 都市公園事業の背景

当公園は、昭和40年頃から臨海部で公害問題（四日市ぜんそく）が起り、西部にある大規模住宅団地（笹川団地や高花台等）における大気汚染の影響の懸念により、自然の起伏と風景美を生かした憩いの場とした総合公園を計画し、昭和51年度より当事業が施工されています。

4 再評価対象事業の対応方針

四日市市の環境保全を図るための都市公園事業を昭和51年度から実施してきており、現在、当公園の整備目標である平成30年度（A=87.9ha）の早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当公園は、事業着手以来28年を経過して、面積A=40.6265haを整備しており、近年の厳しい財政状況を反映して進捗率が47%にとどまっているが、ヒートアイランド現象の緩和及び環境改善の観点から早急な整備が求められています。このため、今後も残計画であるA=47.2735haを早期に完成させるべく当公園事業を継続し、実施していく所存です。

5 南部丘陵公園の問題点

当公園は、三重県公共事業評価審査委員会の意見として、特に問題点として付することはなく、事業継続の了承を得ました。しかしながら、今後においても特にコスト縮減や代替案の可能性には配慮する必要があると考えています。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

コスト縮減や代替案の可能性に配慮し、現況における樹木等及び発生土の流用出来るものの活用により、事業の早期完成を目指すこととします。

6 - 2 今後の課題とその対応

都市公園事業は、社会経済情勢の変化と共にその時代ニーズにあった計画内容の変更が重要と考えています。このため、今後とも適時的確な計画見直しに努めると共に、あわせてコスト縮減に努めていく所存です。

朝明都市下水路事業について

[四日市市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 110番 朝明都市下水路

2 委員会意見

平成15年10月23日に開催された第4回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価の結果、事業継続を了承されました。

3 都市下水路事業の背景

本事業は、市街地における浸水対策として、四日市市北部地区において水路整備及びポンプ場整備を行うものです。

4 再評価対象事業の対応方針

本事業は、平成6年度に事業着手しており、ポンプ場及び水路の整備も順調に進み、平成14年度末には進捗率が管渠延長では85%、ポンプ能力としては86%が完了しています。

そして、平成17年度末には事業が完了する見込みであり、当事業を継続して実施していく所存です。

10) 熊野市（再評価）

山崎運動公園の管理運営等について

[熊野市]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 107番 山崎運動公園

2 委員会意見

平成 15 年 12 月 15 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「遊水機能への影響が懸念される当初の立地計画については、遺憾であるが、今後は、このようなことの無いよう的確な計画に努められたい。」と「公園事業全般について、住民の責任ある参画を促し適正な維持管理を図るとともに、運営のコスト縮減に努めること。」との意見を受けました。

3 都市公園事業の背景

熊野市には、大規模公園がなく、社会体育施設としては、熊野市総合グラウンドがあるものの、市民の需要に対応ができていないのが現状であり、市民のスポーツの向上、安らぎと憩い、コミュニケーションの場さらに都市住民との交流を目指して整備を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

当公園は、昭和 54 年度から事業着手しており、財政上の理由などにより段階的に整備を進めていますが、平成 14 年度末現在で全体計画事業費の約 88%を実施し各施設などの完成とともに逐次供用開始しています。

主な運動施設は、ほぼ完成し施設と施設の間の園路などが残っている状況です。

当地域には、山崎運動公園のような拠点施設がほかにないため、地域の活性化などを図るためにも早期完成が強く望まれおり、当事業を継続して実施していく所存です。

5 山崎運動公園の問題点

三重県公共事業評価審査委員会の答申を踏まえて、事業計画のあり方や適正な維持管理について次のように整理をしました。

1. 志原川の治水対策に時間がかかるため、園地内の整備を進めていくにあたっては、

遊水機能に配慮した整備を進めていく必要がある。

2. 安易に委託せずに、適正な維持管理を図るとともに、運営のコスト縮減に努める必要がある。

以上のことに配慮しながら、スポーツ、レクリエーション、コミュニティの場として幅広く利用できるとともに、都市景観及び防災上からも重要な役割をもつため、その整備などに努めていかなければならないと考えています。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

当公園の区域外も含め治水に配慮した計画のまちづくりを進めていきます。

また、スポーツ関係者をはじめとする公園利用者の方やボランティアグループなど市民の主体的な維持管理への支援など、公園・緑地の維持管理の充実を図るとともに公園・緑地を大切にす意識の啓発に努め運営のコスト縮減を図ります。

6 - 2 今後の課題とその対応

自然環境の保全や花と緑にあふれる都市環境の創出などの分野で、地域住民やNPOの活動、民間企業の社会貢献活動など、多様な主体の参画による取り組みが積極的に展開されつつあります。

こうした多様な主体の参画と連携による協働の取り組みには、地域への誇りと愛着のある緑豊かなまちづくりを進めるため極めて重要な役割が期待され、これらの参画による協働の取り組みを進めるための場づくり、仕組みづくりに努めていきます。

1 1) 河芸町（再評価）

河芸町の都市公園事業について

[河芸町]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 108番 河芸町民の森都市公園整備事業

2 委員会意見

平成15年12月15日に開催された第3回三重県公共事業(再)評価審査委員会における再評価審査の結果、「新市計画を踏まえ各公園間の役割分担を考え、一層のコスト縮減に努めること」「公園事業全般について、住民の責任ある参画を促し適正な維持管理を図るとともに、運営コスト縮減に努めること」との意見を受けました。

3 河芸町民の森都市公園整備事業の背景

当公園は、町民の憩いの場、出会いの場、レクリエーション活動を通じての情報発信の場、教育・文化・スポーツ・福祉・健康の拠点として知育・徳育・体育に役立ち、気軽に住民コミュニケーションが深められるような公園づくりを目的として河芸町第2次総合計画に社会教育の中心地として位置づけられ、昭和55年度(1980年)に河芸町民の森都市公園整備事業として事業着手しました。

4 再評価対象事業の対応方針

河芸町では、社会教育の中心地として河芸町民の森都市公園整備事業を昭和55年度から実施してきており、現在、用地については98%を取得しており、施設については56.8%の供用を開始しています。

当公園は、事業着手以来24年を経過して56.8%の施設整備をしてきたが、近年の厳しい財政状況を反映して施設整備が進まず供用開始面積が伸び悩んでいる状況ですが、今後も事業を早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

5 河芸町民の森都市公園整備事業の問題点

当公園は、社会教育の中心地として、図書館、体育館、グラウンド、テニスコートなどの施設整備を進めてきたが、三重県公共事業(再)評価審査委員会の答申を踏まえ、河芸町民

の森都市公園におけるコスト縮減するために問題点を整理しました。

河芸町民の森都市公園は13.2haの総合公園であるがそのほとんどの維持管理を外部発注しているため維持管理コストが高くなってしまっている。

その要因としてボランティアなどの住民参画を今まで促してこなかった。

今までは広域的な競合公園との施設計画の整合性を図ってこなかったが新市計画の中では広域的な施設計画が必要となってきた。

以上のことが新市計画が進む中でコスト縮減をするための重要な課題と考えています。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

新市計画が進む中で広域的な競合公園との施設計画について協議を進めていきます。

ボランティアやシルバー人材をはじめ住民の参画を促し施設管理をしていくように検討していきたいと考えています。

6 - 2 今後の課題とその対応

平成17年度に予定されている市町村合併に向けて、広域的な競合公園との施設計画の整合を図りながら互いの役割を明確にして、互いの事業について検討していきたいと考えています。

河芸町の都市下水路事業について

[河芸町]

1 再評価審査対象事業

都市下水路事業 113番 豊津川都市下水路

2 委員会意見

平成16年1月21日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、事業継続を了承されました。

3 豊津川都市下水路事業の背景

当区域は、海岸に近く海拔2~3mの低湿地であることから、市街地を中心とした雨水排水計画を立案し、都市下水路事業によりポンプ施設ならびに排水路の整備を進め、浸水被害の防除を行うため、昭和50年度(1975年)に豊津川都市下水路事業として事業着手しました。

4 再評価対象事業の対応方針

平成8年4月までに豊津川ポンプ場(1号~3号)が供用開始しており、ポンプ能力は全体の約83%となっています。影重ポンプ場は現在建設中であり、平成17年4月に供用開始を予定しています。

また、水路延長につきましても全体計画3,156.4mのうち2,276.0mが供用開始しており、約72%の進捗率となっています。

今後は、影重ポンプ場と水路約880mを完成させ、平成19年度に完了させるべく当事業を継続して実施していく所存です。

1 2) 安濃町（再評価）

都市公園の役割分担とコスト縮減について

[安濃町]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 109番 安濃中央総合公園

2 委員会意見

平成15年12月15日に開催された第3回三重県公共事業（再）評価審査委員会における再評価審査の結果、「108番（町民の森公園）と109番（安濃中央総合公園）は、新市計画を踏まえ各公園間の役割分担を考え、住民の責任ある参加を促し適正な維持管理を図るとともに、運営コストの縮減に努めること」との意見をうけました。

3 都市公園事業の背景

都市公園等の整備は、昭和47年度以降の都市公園等整備五箇年計画により計画的に推奨しています。

当公園は津地区広域市町村圏をエリアとした地域住民の余暇の有効利用に対する要望に応えるため昭和57年度に都市計画決定され事業を施行してきました。

4 再評価対象事業の対応方針

当公園は、津地区広域市町村圏をエリアとした地域住民の余暇の有効利用に対する要望に応えるため昭和57年度から現在まで74.3%の事業を実施してきました。

着工以来、順次事業推進により施設の利用者も増加し、新市の拠点施設となるよう現計画の早期完成に向け継続実施する考えです。

5 安濃中央総合公園の問題点

当公園は、地域住民の余暇の有効利用に対する要望に応えるために、整備に重点を置き、計画、整備、管理運営されてきましたが、三重県公共事業（再）評価審査委員会の答申を踏まえ、安濃中央総合公園における問題点を整理しました。

広域行政としての安濃中央総合公園が果たすべき役割が明確ではありません。

新しい時代の諸情勢やニーズに「対処する方法」だけで、計画、整備、運営管理

してきました。

したがって、今後の事業のありかたとして、公園緑地サービスの提供という経営的な発想で住民や NPO などと協同・連携しながら、計画、整備、運営管理（時代に適応）していくことが重要な課題であると考えています。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

公園サポーターの拡大・・・・・・・・公園で活動してみたい住民や、NPO、民間企業に場と
機会の提供する。

6 - 2 今後の課題とその対応

これからは、整備に重点を置き量的拡大を重視し、計画、整備、管理運営を進めていくのではなく、広域行政として各公園の役割を調整し、それぞれの公園サポーターの拡大を促しそれによって運営コスト縮減できるように、NPO などと協同・連携していきます。

1 3) 龜山市 (再評価)

亀山市の公共下水道事業について

[亀山市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 111番 亀山市流域関連公共下水道

2 委員会意見

平成15年10月23日に開催された第4回三重県公共事業(再)評価審査委員会における再評価審査の結果、「費用対効果分析にあたっては、単独浄化槽が入手不可能な現状から判断して代替法として採用することは疑問である。」との意見を受けました。

3 下水道事業の背景

亀山市下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のために、北勢沿岸流域下水道(南部処理区)に属し、流域関連公共下水道として市街化区域及び将来市街化が予想される区域の整備を行うものであります。

現行の下水道法が昭和34年に施行されて以来、下水道の果たすべき役割は公衆衛生の向上・生活環境の改善のみならず河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全にまで拡大するとともに、大都市のみならず中小の市町村においても下水道整備を行うところが急増しています。

4 再評価対象事業の対応方針

本市では、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため下水道事業を平成6年度から実施してきており、現在、整備目標である1,697haの早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意整備中でございます。

当下水道は、事業着手以来10年を経過して212.9haを整備し、事業進捗率は12.5%でございます。公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため早急な整備が求められています。

今後も残計画である1,484.1ha早期に完成させるべく当事業を継続して実施していく所存でございます。

5 事業への対応方針

汚水処理施設整備について、財政制度等審議会における類似事業間の評価手法の統一化に関する議論等を踏まえ、平成13年12月14日付けで、三省（農林水産省、環境省、国土交通省）において、費用効果分析における効果の算定方法が統一されました。その効果項目として生活環境の改善、トイレの水洗化、公共用水域の水質保全があり、トイレの水洗化効果を算定する場合、単独処理浄化槽を代替法として用いることとしています。

委員会意見によりますと、現在入手不可能なものを代替法としているのは、いかななものかとの意見も思慮すべきことと思いますが、こうした背景を踏まえた上で、基本的に単独処理浄化槽を代替法として採用を考えております。

ただし、当面、委員会意見を考慮させていただき、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の2つを代替法として用い、2種類の費用対効果分析を行う予定でございます。

14) 菰野町（再評価）

菰野町の公共下水道事業について

[菰野町]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 112番 菰野町流域関連公共下水道

2 委員会意見

平成15年10月23日に開催された第4回三重県公共事業（再）評価審査委員会における再評価審査の結果、「費用対効果分析にあたっては、単独浄化槽が入手不可能な状況から判断して代替法として採用することは疑問がある。」との意見を受けました。

3 下水道事業の背景

菰野町の下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に三重県と北勢地域2市9町（現3市5町）による北勢沿岸流域下水道（北部処理区）に属し、流域関連公共下水道として市街化区域及び将来市街化が予想される区域の整備を行うものです。

現行の下水道法が昭和34年に施行されて以来、下水道の果たすべき役割は公衆衛生の向上・生活環境の改善のみならず河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全にまで拡大するとともに、大都市のみならず中小の市町村においても下水道整備を行うところが急増しています。

4 再評価対象事業の対応方針

本町は、公共用水域の水質保全改善と生活環境の改善のため平成6年度から工事を実施してきており、現在、整備目標である1,547haの早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当下水道事業は、事業着手以来10年が経過して318.1haを整備し、事業進捗率は20.6%となっています。

また、住民のニーズも高いことから、早期完成に向け、当事業を継続して実施していく所存です。

5 事業への対応方針

汚水処理施設整備について、財政制度等審議会における類似事業間の評価手法の統一化に関する議論等を踏まえ、平成13年12月14日付けで、三省（農林水産省、環境省、国土交通省）において、費用効果分析における効果の算定方法が統一されました。その効果項目として生活環境の改善、トイレの水洗化、公共用水域の水質保全があり、トイレの水洗化効果を算定する場合、単独処理浄化槽を代替法として用いることとしています。

委員会意見にあるように、現在入手不可能なものを代替法としているのは、いかなものかとの意見も思慮すべきことと思いますが、こうした背景を踏まえ、単独処理浄化槽を代替法として採用して行きたいと考えています。

ただし、当面、下水道事業の場合、平成15年度と同様に、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の2つを代替法として用い、2種類の費用対効果分析を行う予定です。

3 平成15年度公共事業事後評価結果（県事業）

公共事業の事後評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事後評価結果を今後実施する事業の計画又は、実施中の事業に反映させる内容について、委員会の意見を最大限尊重しながら県の事業方針を表 2のとおり決定しました。

（1）平成15年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表 3）

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

番号	事業名	箇所名	市町村名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	かんがい排水事業	長島北部	長島町	S62	H 9	妥当	3の(2)のとおり
502	地すべり対策事業	欠田地区	美杉村	H 6	H11	妥当	
503	海岸事業	浜島港海岸	浜島町	S61	H11	妥当	

（2）今後の公共事業の事業方針

本県は、県民の公共事業に対する多様な価値観や近年の急激な社会経済情勢の変化等に対して的確に対応するためには、旧来踏襲型の公共事業を継続していくのではなく、新たな時代のニーズを的確に捉えつつそれに対応可能な公共事業が求められていると考えています。

そこで、本年度から公共事業事後評価システムを導入し、その評価結果から得られた課題への対応策を検討するとともに、それを今後実施する事業等へ反映させていくため、本年度、県事業3事業について、三重県公共事業評価審査委員会にご審査をお願いしました。

その結果、全ての事後評価箇所について「妥当」の答申を受けましたが、あわせて貴重なご意見もいただきました。

このご意見を踏まえて問題点と課題を検討する中で、特に「公共事業を実施するだけでなく、地域振興につながるような公共事業の総合的な計画」の必要性を見いだしたところです。具体的には、次頁以降にこの他いただいたご意見を踏まえて、問題点とその解決策を整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに更なる的確な事後評価に努め、今後実施する公共事業の計画等に反映させつつ、本県の公共事業が一層効率的効果的となるよう取り組んでいき

ます。

1) 各部庁共通 (事後評価)

今後の事後評価について

[各部庁共通]

平成16年1月21日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会において、

- 一、事後評価箇所の選定理由を明確にすること。
- 一、アンケートについて、アンケート用紙は必ず添付し、各質問項目について目的を明確にするとともに、結果については十分な考察、検証を行うこと。
- 一、アンケートに出てきた課題について、住民にフィードバックする手法を構築すること。

との意見を受けました。

このため、今後、事後評価にあたっては、次のとおり取り組んでいきます。

当該選定理由を明確にし県民への説明に努めていきます。

委員会資料にアンケート用紙を添付します。

アンケートは、その手法や内容表現、さらには、対象住民の居住地や性別、年齢、所得、職業など様々な要因によってその結果が大きく左右されます。また、事業の特性によってもこれらの要因は大きく変化するものと考えています。このように、アンケートによって客観的に県民の意見集約を行うことは、大変難しく、また、画一的なアンケート手法等のマニュアルも存在していないのが実情です。このような状況ではありますが、「主役は県民の」との立場に立って、可能な限り県民意見の客観的な集約に努めていきたいと考えています。

このため、平成16年度において、最も妥当なアンケートのあり方を検討するとともに、アンケートの結果得られた内容を分析し適切な評価に努めていきます。

事後評価によって、今後計画する事業や現在実施中の事業に反映させる内容が明確となった時点において、それを住民にフィードバックする手法を平成16年度に検討します。

2) 農林水産商工部関係 (事後評価)

かんがい排水事業について

[農林水産商工部]

1 事後評価審査対象事業

かんがい排水事業 501番 長島北部地区

2 委員会意見

平成16年1月21日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における事後評価審査の結果、「工期延期について原因を究明し、今後の事業への具体的な対策を検討すること。」及び「今後の資料作成にあたり専門用語については解説を付ける等県民にわかりやすいものとする」との意見を受けました。

3 かんがい排水事業の背景

当地区は長島町北部に位置し、木曾三川に囲まれた輪中地帯で、地下水位が高く、地域全体が湿田地帯で、転作や畑作に適さない耕地でした。地区の営農は水稲主体でしたが、国の施策による転作の推進と都市近郊という好立地条件のもとでの畑作への転換が望まれていたことから、地下水位を低下させ、排水条件の整備を行い、乾田化することが必要不可欠の課題となっていました。

4 事後評価対象事業の対応方針

本県では、長島北部地区において水田の乾田化と汎用化を図ることを目的としてかんがい排水事業を昭和62年度から実施してきており、平成9年度に事業を完了しました。

事業完了後5年を経過して地区の転作達成率は100%を上回っており、また、畑作ではナバナ（県内第1位の生産量）ハウストマト（県内第2位の生産量）が、定着し、都市近郊の立地条件をいかした、収益性の高い作物への転換が進んでいます。

5 かんがい排水事業の問題点

三重県公共事業評価審査委員会の答申と地区内で実施したアンケート調査の結果から、かんがい排水事業の実施における問題点を整理しました。

当地区においては、平成4年度完了予定であったものが、平成9年度の完了と

なり事業効果の発現が遅れることとなりました。

事業の実施に当たり、地域の農家等には事業の理解が得られたと考えられますが、非農家に対しては十分な理解がなされていない傾向がみられました。

当地区においては、環境に配慮することを前提とした事前の調査は特に行いませんでした。このため、実施に当たっても特に環境や生態系に配慮することは考えていませんでした。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

事業において予定工期の遅延は事業効果の発現を遅らせるものであり、今後こういったことのないように、事業の工期管理を徹底し、計画どおり事業を完成させて効果を発現できるようにします。

また、受益者である農家はもちろんのこと、地域の非農家に対しても十分に事業について理解を求めることは必要であり、非農家の方々の意見も事業に反映できるよう地域全体と県及び市町村が連携して事業に取り組んでまいります。

さらに事業の実施にあたり、環境に対する配慮は、今後、より重要性を増すものと考えられます。当地区では、選択した工法が比較的環境負荷の小さい工法であったため完了後5年を経て水路には淡水魚類等の生息が確認されているものの、今後の事業においては着手前から生態系調査等をおこない、積極的に環境との調和に配慮してまいります。

6 - 2 今後の課題とその対応

本地域のような都市近郊型農業においては、生産性の高い作物の導入が容易に図られるようになることが重要であることから、排水条件を改良するというハード整備で完了するのではなく、適切な営農指導等をＪＡ、市町村と協働して行うことで効率の高い営農を推進してまいります。

3) 県土整備部関係（事後評価）

欠田地区地すべり対策について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

地すべり対策事業 502番 欠田地区

2 委員会意見

平成16年1月21日に開催した平成15年度第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業効果の確認のため、モニタリング指標の工夫、継続的な観測を行うとともに観測データの住民への情報提供手法の検討すること、および今後アンケートの設問については十分な検討を行うこと。」との意見を受けて県の事後評価結果の妥当性を認められました。

3 地すべり事業の背景

欠田地区地すべり防止区域は、明瞭な地すべり地形を呈し、地質構造が流れ盤状の堆積層であるうえ常時湧水があり、過去にも地すべり対策を行っている等、危険度が高い地区でした。

平成5年、台風14号の豪雨によって当地区で地すべり現象が確認されたことから、地域住民の安全・安心な生活を確保するための対策事業が施行したものです。

4 事後評価対象事業の対応方針

地すべり対策事業完了後、当地区の地すべりは安定しておりますが、事業効果確認のためのモニタリング指標を定め継続的な観測を行うとともに、データの情報提供のあり方についても地元美杉村と検討を行うこととします。

アンケートについては、事業目的に対する効果、影響を把握するための調査範囲、対象者が明確でなく、事前調査を実施していない植物や動物など自然環境についての設問となっていたことから適切な意見を把握できなかったため、調査範囲、対象者、設問について検討を行います。

5 地すべり対策事業の問題点

地すべり対策事業によって事業箇所の安全は確保されますが、地すべり対策施設の老朽化等による機能低下は地すべりの安定性に大きく影響するため、その施設の効果を継続的に維持管理して把握する必要があり、以下のように問題点を整理しました。

地すべり施設の継続的効果を把握するための指標、観測および情報提供の手法について整備する必要があります。

6 事業への対応方針

地すべり対策事業の効果を継続的に把握するため、地元市町村と連携のうえ、分かり易い点検指標を定め継続的な観測をおこなうとともに、データの情報提供のあり方についても検討を行います。

地すべり対策事業は、地すべりの原因となる地下水を排除する対策や自然地形を改変するものが多い。このため、事業箇所周辺の地下水や湧水等の利用状況について十分な調査を行い、地下水利用者に還元する方策について取組むとともに、周辺自然環境や景観に配慮します。

また、土砂災害関連情報の提供を進めるとともに、事業により利用が可能な土地が発生した場合には、可能な限り公共事業間等との連携を図り有効利用に努めます。

アンケートについては、事業目的に対する効果、影響を把握するための調査範囲、対象者が明確でなく、事前調査を実施していない植物や動物など自然環境についての設問となっていたことから適切な意見を把握できなかったため、調査範囲、対象者、設問について検討を行います。

浜島港海岸環境整備事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

海岸環境整備事業 503番 浜島港海岸

2 委員会意見

平成16年1月21日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における事後評価審査の結果、「地元との協議について、事業推進のためだけでなく、地域振興につながるような関係者との協議も行い計画を策定すること。」との意見を受けました。

3 海岸環境整備事業の背景

当海岸は、海浜が浸食により減少し、台風時等の高潮、高波浪時には越波により浸水被害が発生していました。また、古くから海水浴場としてにぎわいを見せていた海浜の消失によりレクリエーション機能の低下が著しくなっていました。

海岸の保全と海浜を活用したレクリエーション機能の向上を図るため海岸環境整備事業を昭和61年度から平成11年度までの間に実施しました。

4 事後評価対象事業の対応方針

事業完了後、海岸保全施設として防護面での効果を発揮していることに加え、利用面でも海水浴をはじめ年間を通じ種々のイベントが開催され多くの方々に利用されています。また、地元のボランティアによる海浜の美化活動が自発的に行われるようになり地元住民にも自分たちの海岸という意識が定着してきていると考えられます。

今後は、維持管理を適切に行うことにより防護機能の維持と利用者の利便性、安全性に配慮します。

5 浜島港海岸の問題点

当海岸は、海浜の減少によって海岸の消波機能が低下し、背後地の人家、公共施設等への越波による浸水被害が懸念されていたことと、海水浴場として利用されてきた海浜の回復を行うべく海岸環境整備事業により養浜や遊歩道の整備を行いました。また、三重県公共事業評価審査委員会の答申を踏まえ、問題点を整理しました。

当時は地元関係者との間で十分な意見調整を図る仕組みが確立していなかったことから、計画策定時から地元住民や漁業関係者、役場等と事業を進めていく上での調整は行われたものの地域振興を図るための関係者との調整は行われていませんでした。

6 事業への対応方針

6 - 1 問題点の解決方針

今後海岸事業、特に利用を考慮した施設整備を行うにあたっては、関係者と十分に意見調整を行うことによって事業計画に反映していくとともに、完成後の維持管理についても協力いただけるよう調整を図っていきたい。

6 - 2 今後の課題とその対応

関係者と十分に意見調整を行うことによって事業計画に反映します。